

開 会

(午前9時 開会)

議 長(小林 洋君) おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたり多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和7年第6回みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長(小林 洋君) 定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 皆さん、おはようございます。

12月定例議会開会に当たり、小林議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

師走に入り、冬の寒さが身にしみる季節となりました。谷川の山々も白雪をその身にまとい、冬の到来を迎えております。

議員各位におかれましては、年末を控え、公私ともご多忙中にもかかわらずご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、議会閉会中におきましても、施策協議や調査活動をはじめ各常任委員会等にご尽力いただきました。精力的な議員活動に対し、改めて敬意を表する次第であります。

さて、先月15日、三宅村において開催された第26回三宅島産業祭のオープニングセレモニー及び式典に出席いたしました。オープニングセレモニー及び式典には、三宅島産業祭実行委員長や山高村長、谷議長、関係者はもちろん、町議会より小林議長、産業観光生活環境常任委員会の牧田委員長のほか、三宅村の友好都市である東京都小金井市や長野県伊那市の皆さんも出席をされておりました。今年は晴天に恵まれ、会場は大勢の来場者でにぎわっていました。また、みなかみ町の出展ブースにも多くのお客様が長蛇の列となり、大変好評でありました。

また、11月20日には、友好都市である台南市において、みなかみ町議会と台南市議会の友好協定締結式が行われ、小林議長をはじめ12名の議員の皆様と共に、私も締結式に出席させていただきました。こちらの模様は台湾のニュース等でも大きく取り上げられ、動画配信サイトでその様子を見ることができます。

式典には台南市の黄偉哲市長も出席されており、会談の中で、これまで培ってきた町と台南市の友好関係、そして双方の議会による新たな友好協定を基盤として、今後も一層緊

密かつ有効な関係づくりを行っていくことをお互いに確認いたしました。

さて、本定例会におきましては、報告4件、承認1件、契約2件、条例7件、指定管理5件、補正予算1件、その他4件の計24件のご審議をお願い申し上げます。

詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長（小林 洋君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（小林 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

3番 石坂 欣也 君

12番 石坂 武 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（小林 洋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日12月2日より12月10日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日12月2日より12月10日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議 長（小林 洋君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより9月以降の主な事項について報告いたします。

9月6日は、おいで祭り、おいで踊りパレードに議員各位と参加いたしました。

9日には、第52回知的障害者福祉パレード、11日には、みなかみ中学校体育祭、13日は、沼田花火大会に出席いたしました。

23日は、第75回茂左衛門地藏尊奉納弓道大会に出席し、同じく23日に、みなかみ町民秋季グラウンドゴルフ大会には、阿部清総務文教厚生常任委員長に出席していただきました。

26日には、水上わかくりこども園運動会、27日には、つきよのこども園運動会にそれぞれ出席いたしました。

28日は、生涯学習フェスティバルに出席いたしました。

10月に入り3日には、利根招魂祭に出席し、その後、台南政府、市議会、市旅行商業同業公会役員の方々と意見交換をいたしました。

4日は、みなかみ町20周年記念式典に出席いたしました。

5日には、谷川岳遭難者慰霊祭並びに谷川岳閉山式に出席し、同時刻に開催された昭和の秋まつりには、副議長に出席していただきました。

8日には、国道17号群馬・新潟県境地区防災事業促進期成同盟会総会に出席。

10日には、町長杯争奪戦ゲートボール大会に出席いたしました。

11日は、防火ポスターコンクールに出席し、同時刻開催のスポGOMI大会inみなかみには副議長に出席していただきました。

19日には、福祉ふれあいフェスティバルと、みなかみ町消防団秋季点検に出席いたしました。

20日には、定例利根郡議長会及び広域圏議員協議会が開催され出席し、その後、群馬県民スポーツ大会利根郡選手団結団式に出席いたしました。

25日には、利根商業高等学校の文化祭「峻嶺祭」が開催され出席し、その後、三宅村及び三宅村議会との意見交換会に出席いたしました。

28日から30日には、郡町村議会議長会県外研修に出席し、郡内議長と共に京都府福知山市、京丹後市で研修に出席いたしました。

31日には、中之条湯河原線等整備促進期成同盟会総会に出席いたしました。

11月に入り2日は、坂東太郎源流祭が道の駅矢瀬親水公園で開催され出席し、3日には、令和7年度かわば花火大会に出席いたしました。

5日には、町村議会議員研修会が玉村町文化センターで開催され、議員全員で出席し、7日には、令和7年度みなかみ町戦没者追悼式に出席いたしました。

12日には、第69回町村議会議長全国大会がNHKホールで開催され、その後、群馬県関係国会議員との意見交換会に出席いたしました。

15日から16日は、三宅島産業祭に産業観光生活環境常任委員長と共に出席し、同15日に、埼玉県内で開催された都市間交流推進連絡協議会には副議長が出席いたしました。

17日には、定例利根郡議長会、利根沼田学校組合議員協議会及び利根沼田広域圏議員協議会が開催され出席いたしました。

20日には、台南市議会ホールにおいて、台南市議会とみなかみ町議会との友好交流協定調印式に町長や議員11名の立会いの下、協定を締結いたしました。

詳細につきましては、議会事務局等で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもって議長諸報告といたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（小林 洋君） 日程第4、請願・陳情文書表を議題といたします。

今定例会における請願・陳情は文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（小林 洋君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第5 報告第13号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について 報告第14号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小林 洋君） 日程第5、報告第13号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について及び報告第14号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についての2件を一括議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） それでは、報告第13号及び14号について一括してご説明を申し上げます。

報告第13号については、町道の管理瑕疵による損害賠償であります。

令和7年7月29日午前9時頃、損害賠償相手が運転する自家用車がみなかみ町カルチャーセンターを利用するため、県道沼田みなかみ線から進入しようとしたところ、左前輪側部が道路脇のコンクリート構造物から飛び出した鉄筋と接触し、タイヤを破損させてしまったもので、損害賠償の額は2万6,000円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年9月26日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ここにご報告を申し上げます。

報告第14号については、町道の管理瑕疵による損害賠償であります。

令和7年7月14日午前11時頃、損害賠償相手が運転する自家用車が町道上津120号線から交差する町道上津111号線に向かい左折した際、道路横断側溝にあるグレーチングに乗り跳ね上げ、車両底部に接触し破損させてしまったもので、損害賠償の額は21

万1,871円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年11月17日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

以上です。

議長（小林 洋君） 以上で報告第13号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について及び報告第14号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についての2件の報告を終わります。

日程第6 報告第15号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（小林 洋君） 日程第6、報告第15号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 報告第15号についてご説明を申し上げます。

公用車による物損事故を原因とする損害賠償であります。

令和7年7月8日午後3時36分頃、群馬県沼田市薄根町4412番地、利根沼田振興局駐車場で会議終了後に10人乗りの公用車を発進した際、駐車していた損害賠償相手が所有する車両に接触し、破損をさせたものであり、損害賠償の額は36万円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年10月15日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

以上です。

議長（小林 洋君） 以上で報告第15号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についての報告を終わります。

日程第7 報告第16号 令和7年度みなかみ町カルチャーセンター改修工事請負変更契約の専決処分報告について

議長（小林 洋君） 日程第7、報告第16号、令和7年度みなかみ町カルチャーセンター改修工事請負変更契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 令和7年6月議会において契約締結の議決を得て、みなかみ町カルチャーセ

ンター改修工事を施工してきたところですが、工事の進捗に伴い、仮設工事に係る足場の増床や落下防止のワイヤー設置箇所の変更、加えて座席の緩衝材や客席誘導灯交換など、既存施設を更新する必要が生じたので、144万1,000円を増額し、契約金額を6,139万1,000円として変更契約するものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年11月4日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ここにご報告を申し上げます。

以上です。

議 長（小林 洋君） 以上で報告第16号、令和7年度みなかみ町カルチャーセンター改修工事請負変更契約の専決処分報告についての報告を終わります。

日程第8 承認第8号 令和7年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

議 長（小林 洋君） 日程第8、承認第8号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 承認第8号についてご説明申し上げます。

承認第8号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）の専決処分につきましては、令和7年9月10日の集中豪雨により被災した農業用施設及び土木施設の災害復旧に係る経費について措置したものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,595万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億8,450万6,000円といたしました。

歳出補正予算については、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費3,070万円の増額及び11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費3,525万円の増額であります。

財源となる歳入補正予算については、地方交付税1,232万1,000円、農林水産業費国庫補助金1,222万5,000円、農林水産業費県補助金46万円、繰越金1,994万4,000円、災害復旧事業債2,100万円の増額であります。

いずれも地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年9月30日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長（小林 洋君） 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第8号の質疑を終結いたします。

これより承認第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて承認第8号の討論を終結いたします。

承認第8号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第81号 令和7年度道路メンテナンス補助事業町道藤原102号線宝川橋撤去工事
請負契約の締結について

議長(小林 洋君) 日程第9、議案第81号、令和7年度道路メンテナンス補助事業町道藤原102号線宝川橋撤去工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第81号についてご説明申し上げます。

令和7年度道路メンテナンス補助事業町道藤原102号線宝川橋撤去工事の工事請負契約を締結するものであります。

令和7年11月25日に条件付一般競争入札を行った結果、7,986万円でみなかみ町後閑1334番地1、有限会社月建設代表取締役、大槻アサ子が落札いたしました。

当該者を契約の相手方として工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第81号について質疑はありませんか。

7番鈴木君。

7番(鈴木美香君) 議案第81号についてお伺いします。

令和7年度道路メンテナンス補助事業町道藤原102号線宝川橋の撤去についてですが、こちらは国から約55%の補助を受けられる国土交通省の道路メンテナンス事業補助制度

の活用を考えているのでしょうか。これ名称は補助事業ということでよいのでしょうか。
また、ほかに併用で使う予定の補助金等あれば、割合も併せて教えてください。

議長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 味戸勝彦君登壇）

地域整備課長（味戸勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国費であります道路メンテナンス補助事業の活用をいたします。そのほかの財源等はほかにございません。

以上でございます。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

7番鈴木君。

7番（鈴木美香君） 今回の事業内容がR C T桁橋及び橋脚となっていますが、それぞれ2つに分けた除去の工程を予定していると思います。R C T桁橋の部分は老朽化が顕著で、落下の危険性を鑑み、除去に至るのは分かるのですが、橋脚部分につきまして除去の必要の絶対理由を教えてください。コンクリートの浸透度、強度、ひずみやクラックの発生等があるのか。老朽化診断の検査結果は、壊さないといけないレベルなのか教えてください。

議長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 味戸勝彦君登壇）

地域整備課長（味戸勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

橋脚の撤去につきましては、国土交通省の利根川ダム統合管理事務所等の調整によりまして撤去することが必要ということで撤去となっております。

以上でございます。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

8番阿部君。

8番（阿部 清君） この宝川橋の撤去現場、先日、現地に行ってみてきましたが、本年度の工事でトラス橋の撤去は既に終わっております。今回の工事は、対岸の桁橋と橋脚の撤去ということですが、今年行ったトラス橋の撤去は、ワイヤーブリッジを設置した直吊りという工法での撤去作業でしたが、今回の残りの工事は、対岸に大型クレーン車を設置して撤去作業を行うと伺っております。この残りの撤去資材についても、直吊り工法で行うのか、それとも現在使っている奥利根橋を使つての運搬になるのか、その辺お伺いします。

議長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 味戸勝彦君登壇）

地域整備課長（味戸勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

撤去した産業廃棄物につきましては、まず利根川右岸でクレーンでつったものを運びやすいよう粉碎し、ダンプに積み込みまして奥利根橋を通り運搬する計画でございます。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

8番阿部君。

8 番（阿部 清君） 奥利根橋を使つてのダンプによる搬送ということですがけれども、橋にも荷重制限等あると思いますので、その辺十分注意して行っていただければと思います。これに関しては質問でないので、回答要りません。よろしくお願ひします。

議 長（小林 洋君） ほかにありませんか。

7 番鈴木君。

7 番（鈴木美香君） 先ほどの質問をさせていただいた中で、ご答弁の中に、利根川ダム統合管理事務所のほうで撤去が必要ということで工事を進めるということだったんですが、逆に残してはいけない理由というのは聞いたんでしょうか。

議 長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 味戸勝彦君登壇）

地域整備課長（味戸勝彦君） すみません、ちょっとその辺、確認のお時間をいただきたいと思ひます。お願ひします。

議 長（小林 洋君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時28分 休憩）

（午前 9時30分 再開）

議 長（小林 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 味戸勝彦君登壇）

地域整備課長（味戸勝彦君） ただいまの件、確認したところなんですが、撤去工事を実施するという協議の中で、あくまでも橋脚は撤去するという条件があったということで計画をしたということになっております。

以上でございます。

議 長（小林 洋君） ほかにありませんか。

星野君。

6 番（星野宗央君） この入札の入札業者名と金額を教えてくださいませんか。

議 長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 味戸勝彦君登壇）

地域整備課長（味戸勝彦君） ただいまのご質問にお答ひいたします。

有限会社月建設は、先ほどございましたとおり7,986万円。須田建設株式会社8,008万円。沼田資源株式会社及び株式会社沼建につきましては辞退ということになっております。

以上でございます。

議 長（小林 洋君） ほかにありませんか。

星野君。

6 番（星野宗央君） 私が調べたときには、2社が辞退をして、みなかみ町の落札のところのサイトにあったんですけれども、須田建設7,280万円で、予定価格が7,274万円という

ふうになっていたんですけれども、ほか2社が辞退して、須田建設さんは既に予定価格、これを超えているかと思うんですが、月建設が落札するようになっているのかなとちょっと思ったんですけれども、この業者さんというのは、予定価格と最低制限価格を知らないで入札しているということによろしいですか。

議長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 味戸勝彦君登壇）

地域整備課長（味戸勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

予定価格の事前公表はございませんので、業者のほうにつきましては、そういった情報はないということで入札が行われております。

以上でございます。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第81号の質疑を終結いたします。

これより議案第81号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 議案第81号、令和7年度道路メンテナンス補助事業町道藤原102号線宝川橋撤去工事請負契約の締結について、反対の立場で討論させていただきます。

初めに申しますが、今契約の相手方には一切の不備不足はございません。反対するのは契約の工事内容です。

今回の総事業費として約8,000万円の契約予定となっています。国の道路メンテナンス事業補助支援として約55%で4,400万円ほど、残りの3,600万円ほど、一般財源や起債等、町の持ち出しとして用意しなくてはならないと考えると、かなり大きな負担がかかる事業です。基礎や土台の部分が残っている橋の橋脚の除去というのも見られます。そういうこともあり得るのでしたら、橋脚部分もそのままよいのではないかと。そうすれば、費用が半分とは言わないまでも、大きな削減ができると考えられます。

今の時代、予算を切り詰めて様々な事業をやっとの思いでつないでいる中で、一般財源、起債や交付金等、ほかに必要な事業に回せるのを投入してまで除去する必要がないと思います。

経費の削減を目指すため、この契約の根本部分である2工区の除去対象に対し、橋脚撤去部分を除いたRC T桁橋のみの除去事業とすべきであり、条件があったということではございますが、工事内容の再考を求め、今請負契約の締結に反対するものです。

行政が真に町民の意思を反映しているか、町民皆様からのお預かりした大事な税金を適切に使っているか、監視役としての議員の皆様のご賛同を切にお願いし、反対討論とさせていただきます。

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第81号の討論を終結いたします。

議案第81号、令和7年度道路メンテナンス補助事業町道藤原102号線宝川橋撤去工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林 洋君） 起立多数であります。

よって、議案第81号、令和7年度道路メンテナンス補助事業町道藤原102号線宝川橋撤去工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第82号 令和7年度みなかみ町立小中学校学習者用情報端末購入契約の締結について

議長（小林 洋君） 日程第10、議案第82号、令和7年度みなかみ町立小中学校学習者用情報端末購入契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第82号についてご説明を申し上げます。

本契約は、みなかみ町小中学校におけるGIGAスクール構想の着実な推進を図るために、児童生徒1人1台の学習者用情報端末の更新を行うため、タブレット端末を購入するものであります。

地方公共団体の効率的な執行等を図る観点から、群馬県が県域での共同調達を実施し、公募型プロポーザル方式により、NTT東日本株式会社群馬支店が優先交渉権者となりました。このため、随意契約により契約金額5,232万7,000円で群馬県前橋市高松町3番地、NTT東日本株式会社群馬支店支店長、田島裕を契約の相手方として購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第82号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第82号の質疑を終結いたします。

これより議案第82号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第82号の討論を終結いたします。

議案第82号、令和7年度みなかみ町立小中学校学習者用情報端末購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号、令和7年度みなかみ町立小中学校学習者用情報端末購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第83号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について

議長(小林 洋君) 日程第11、議案第83号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第83号についてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の改正に伴い、関連する条例について改正を行うものであります。

条例第18条は、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正であります。

条例第18条の3は、第18条の改正に伴う規定の整備をするものであります。

条例第34条の2は、地方税法第314条の2の改正に合わせて控除すべき金額について特定親族特別控除額を追加するものであります。

条例第36条の2は、地方税法第317条の2の改正に合わせて、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備をするものであります。

条例第36条の3の2は、地方税法第317条の3の2の改正に合わせて、記載事項について特定親族を追加するものであります。

条例第36条の3の3は、地方税法第317条の3の3の改正に合わせて、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備をするものであります。

条例附則第16条の2の2は、地方税法附則第30条の3の改正に合わせて、加熱式たばこに係る市町村たばこ税の課税標準の特例を新設するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第83号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第83号の質疑を終結いたします。

これより議案第83号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第83号の討論を終結いたします。

議案第83号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第84号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第12、議案第84号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第84号についてご説明申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されるとともに、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化する改正が行われ、この改正について自治体の条例においては従うべき基準とされているため、4つの条例をまとめて改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第84号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第84号の質疑を終結いたします。

これより議案第84号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第84号の討論を終結いたします。

議案第84号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第85号 みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(小林 洋君) 日程第13、議案第85号、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第85号についてご説明を申し上げます。

現在、月夜野地区には、主に古馬牧小学校の児童が利用する学童クラブと主に桃野小学校の児童が利用する第2学童クラブがございますが、令和8年4月の小学校の統合により学童クラブも統合されることから、名称等を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第85号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第85号の質疑を終結いたします。

これより議案第85号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第85号の討論を終結いたします。

議案第85号、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号、みなかみ町放課後児童クラブ設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第86号 みなかみ町奈良俣サービスセンター条例を廃止する条例について

議長(小林 洋君) 日程第14、議案第86号、みなかみ町奈良俣サービスセンター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第86号についてご説明を申し上げます。

奈良俣サービスセンターは、平成2年、当時の水上町において奈良俣ダム完成に合わせて地域振興とダムの役割を伝えるための拠点として設置をされました。開設以来35年間、多くの方々に利用されてきましたが、令和7年3月をもって既にその営業を終了しておりますので、奈良俣サービスセンター条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第86号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第86号の質疑を終結いたします。

これより議案第86号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第86号の討論を終結いたします。

議案第86号、みなかみ町奈良俣サービスセンター条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号、みなかみ町奈良俣サービスセンター条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第87号 みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について

議長(小林 洋君) 日程第15、議案第87号、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第87号についてご説明を申し上げます。

相俣ダム周辺レクリエーション施設の一つ、湯島オートキャンプ場の利用料改定を行うものであります。湯島オートキャンプ場においては、20年前のみなかみ町設立当初から消費税以外の料金改定は実施していない状況であります。最近のエネルギーや原材料の高騰などの社会情勢を踏まえ、キャンプ場利用料を引き上げるものです。

価格設定については、関東及び近隣にある類似施設の利用料を調査した価格を参考に、現在の利益率を考慮した価格としています。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第87号について質疑はありませんか。

7番鈴木君。

7番(鈴木美香君) 議案第87号について、こちらは湯島オートキャンプ場と赤谷川上流広場キャンプ場の料金の名称と時代背景に合わせた価格の変更のご提示をいただいておりますが、ここに町民割という新たな価格設定を考えることはできないでしょうか。さきの全員協議会では考えていないということでしたが、今は考えていないのか、今後も考えていくことはないのか伺います。

議長(小林 洋君) 町長阿部賢一君。

町長(阿部賢一君) 料金設定の中で町民割というお話が、前回も全員協議会で鈴木美香議員からご質問があったと思います。現段階では考えていないということでご理解いただきたいと思っております。

議 長（小林 洋君） ほかにありませんか。

7 番鈴木君。

7 番（鈴木美香君） 町内の運動場や日帰り温泉施設など、町民割という形で価格設定がなされています。町民のレクリエーションの充実に寄与する還元策と言ってよい施策の一つであり、町民の方にこそ町の自然に触れ合っていただけるよいチャンスとなり得るものですので、町外の方の利用料、使用料と別設定の価格設定を要望いたします。

これは、今回新たに変更する価格を町民割価格とし、町外の方には割引きのない新たな価格設定をしていただきたいということです。答弁は求めません。

議 長（小林 洋君） ここは質疑ですので、何か質疑をしてください。

鈴木君。

7 番（鈴木美香君） 失礼しました。

価格設定をしていただきたいと思います。考えていないということですが、今後、町民のレクリエーションのために考えていく方向性というのが少しでもあるのであれば、ご答弁をお願いします。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） そこで町民割というのが、例えば1,000円が800円とか、そういうことが想定されると思いますけれども、それは仮定の金額ですけれども、そこでどうなんでしょうかね。一般にそこまで、いろいろな考え方があると思いますけれども、逆の発想もある方もいるんだと思います。普通に払って普通に利用、町民じゃなくて、普通に払って普通にその負担をして、普通に楽しんで利用してもらうという方もいるんだと思います。

いろいろ要望として承りましたので、みんな聞いている話ですので、担当課長も聞いていますので、まだその辺も要望として承っておきたいと思います。

議 長（小林 洋君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第87号の質疑を終結いたします。

これより議案第87号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第87号の討論を終結いたします。

議案第87号、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第88号 みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第16、議案第88号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第88号についてご説明を申し上げます。

現在、みなかみ町と群馬県で実施しておりますかわまちづくり事業の一環として整備を行っている河川公園の工事がおおむね完了しております。当該河川公園は、現在、管理規定がないため、適切な管理運営を行うに当たり、みなかみ町都市公園に編入し、その管理を行うべく本条例の一部を改正するものでございます。

また、矢瀬親水公園に電気自動車等用急速充電器を設置し、これを有料での使用に供するため、本条例の有料公園施設に新たに追加するものでございます。

また、大中島公園の名称を大中島緑地に変更し、湯桧曾公園テニスコートの夜間料金設定を削除するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第88号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第88号の質疑を終結いたします。

これより議案第88号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第88号の討論を終結いたします。

議案第88号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第89号 みなかみ町学校給食センター条例等の一部を改正する条例について

議長（小林 洋君） 日程第17、議案第89号、みなかみ町学校給食センター条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第89号についてご説明申し上げます。

本議案は、古馬牧小学校、桃野小学校、月夜野北小学校の3校が月夜野小学校に統合されることに伴い、関連する4つの条例を一括して改正するものであります。

みなかみ町学校給食センター条例につきましては、学校給食の共同調理等の対象校を月夜野小学校に変更する改正、みなかみ町体育施設条例につきましては、古馬牧小学校の体育館を学校施設ではなく体育施設として使用するための改正になります。

また、みなかみ町立学校施設使用条例につきましては、古馬牧小学校及び月夜野北小学校の体育館及びグラウンドを廃止し、桃野小学校の体育館及びグラウンドを月夜野小学校の体育館及びグラウンドに改正、みなかみ町スクールバスの設置に関する条例につきましては、スクールバスを利用できる者の居住地区の規定を規則に委任する改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第89号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第89号の質疑を終結いたします。

これより議案第89号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第89号の討論を終結いたします。

議案第89号、みなかみ町学校給食センター条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号、みなかみ町学校給食センター条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

- 日程第18 議案第90号 指定管理者の指定について（みなかみ町農村交流公園（遊神館））
議案第91号 指定管理者の指定について（みなかみ町ふれあい交流館）
議案第92号 指定管理者の指定について（みなかみ町カルチャーセンター）
議案第93号 指定管理者の指定について（みなかみ町月夜野総合体育館）
議案第94号 指定管理者の指定について（みなかみ町新治学童クラブ）

議長（小林 洋君） 日程第18、議案第90号、指定管理者の指定について（みなかみ町農村交流公園（遊神館））から議案第94号、指定管理者の指定について（みなかみ町新治学童クラブ）までの以上5件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第90号から議案第94号まで一括してご説明を申し上げます。

本年度末に指定管理期間の満了を迎える施設3施設と、令和8年度より新たに指定を行う施設2施設について、いずれも町の指定管理者制度導入基本方針に規定している公募せず特定の団体を指定する施設として指定管理者の指定を提案するものであります。

内容につきましては、令和7年11月6日にみなかみ町公の施設指定管理者選定委員会を開催し、ご審議をいただいたところであります。

なお、それぞれの施設については、利用者にとっての利便性の維持向上や地域との密着度、効率的、効果的な管理運営が確保されていること。また、設置当時からの様々な経緯等を考慮したほか、設置目的に沿った適正管理の実績等を踏まえ、指定管理者を指定するものであります。

今回、本年度末に指定管理期間の満了を迎えるみなかみ町農村交流公園（遊神館）、みなかみ町ふれあい交流館、みなかみ町新治学童クラブの3施設につきましては、全て前回と同じ指定管理者となっております。

また、みなかみ町月夜野総合体育館につきましては、新規の指定管理施設として特例指定により選定を行いました。

さらに、みなかみ町カルチャーセンターにつきましては、令和6年度まで指定管理施設として運営を行っておりましたが、令和7年度は施設改修工事の施工に伴い暫定的に管理委託契約にて管理運営を行いました。本年度改修工事が完了となることから、令和8年度に再度指定管理施設として特例指定を行うものであります。

指定管理期間につきましては、みなかみ町農村交流公園（遊神館）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間。その他の施設は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

以上、それぞれの候補者を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項及びみなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条

の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第90号について質疑はありませんか。

星野君。

6 番（星野宗央君） 遊神館の指定管理なんですけれども、前回も同じような質問をしたんですが、前は2,500万円ぐらいで500万円ずつ減らしていくというようなお話だったかと思うんですが、今回2,250万円になっているんですが、これ250万円ずつ減らすということになったということでもいいのか。もしくは、その理由があれば教えてくださいませんか。

議長（小林 洋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 本間 泉君登壇）

観光商工課長（本間 泉君） ただいまの星野議員のご質問にお答えいたします。

当初500万円というお話は、計画5年間のうちで500万円ということでした。今後、令和8年から8、9、10の3年間に500万円を今後はやっていきたいということで事業計画のほうは提出していただいております。

令和8年度はマイナス250万円、次の年は150万円、次の年は100万円という計画で、現在のところは予定をさせていただいております。

以上でございます。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

6番星野君。

6 番（星野宗央君） その5年間で減らして、その次の5年間でも同じ500万円を減らしていくという考えなんですか。

議長（小林 洋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 本間 泉君登壇）

観光商工課長（本間 泉君） ただいまのご質問でございます。

その先の計画につきましては、今後の検討ということになると思いますので、今のところは未定でございます。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

5番茂木君。

5 番（茂木法志君） すみません、再度、認識の確認をさせてもらいたいですけれども、そもそも遊神館の指定管理の指定管理内容なんですけれども、入浴料とか温泉の管理ですね。そのほかにもレストランや販売等々あると思うんですけれども、そこ一体含めて管理ということで認識は間違っていないですか。

議長（小林 洋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 本間 泉君登壇）

観光商工課長（本間 泉君） ただいまの茂木議員のご質問でございます。

今現在、株式会社たくみの里が指定管理を請け負っていただいておりますが、レストラン部門におきましては、当時の農村公園公社が請け負っておりまして、そこも今現在、たくみの里がやっている状況でございます。

みなかみ町の指定管理につきましては、みなかみ町が直営で行っていたレストラン部分を除く部分につきまして指定管理をしているような状況でございます。

以上でございます。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

5番茂木君。

5番（茂木法志君） 今の説明だと、入浴のところとレストランとかその部門を分けて指定管理、今までの過程のところはそのまま、入浴の部分だけを遊神館の指定管理ではしているというところで間違いないですか。

（「はい」の声あり）

5番（茂木法志君） それであれば、全協の資料とかでも、入浴料のみで、先ほどの星野議員の質問の中で、5年間の中で500万円削減していくというところの計画ですけれども、これは入浴のところだけで500万円を削減していくということではないんですね。

議長（小林 洋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 本間 泉君登壇）

観光商工課長（本間 泉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

名目上はそのようにはなりますが、現在運営されている会社が同一でございますので、そうは言いましても、レストラン部門の売上げのほうも少しずつ反映させながら減少させていくということで、全て入館料で賄うということではないような確認は取れてございます。今後の検討にはなるかと思っております。

以上でございます。

議長（小林 洋君） ほかに。

5番茂木君。

5番（茂木法志君） 最後なんですけれども、入浴料等の収支については、町のほうにも報告が上がってきているかと思うんですけれども、レストラン部門等の売上げ等の収支報告というのは、町のほうでも求めているのでしょうか。

議長（小林 洋君） 観光商工課長。

（観光商工課長 本間 泉君登壇）

観光商工課長（本間 泉君） ただいまの茂木議員のご質問でございます。

（「レストランの売上げ」の声あり）

観光商工課長（本間 泉君） 失礼いたしました。

売上げにつきましては、月々の報告で確認をさせていただいております。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第90号の質疑を終結いたします。

次に、議案第91号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、議案第91号の質疑を終結いたします。

次に、議案第92号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第92号の質疑を終結いたします。

次に、議案第93号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第93号の質疑を終結いたします。

次に、議案第94号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第94号の質疑を終結いたします。

これより議案第90号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第90号の討論を終結いたします。

議案第90号、指定管理者の指定について(みなかみ町農村交流公園(遊神館))を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号、指定管理者の指定について(みなかみ町農村交流公園(遊神館))は原案のとおり可決されました。

これより議案第91号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第91号の討論を終結いたします。

議案第91号、指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい交流館)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号、指定管理者の指定について(みなかみ町ふれあい交流館)は原案のとおり可決されました。

これより議案第92号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、議案第92号の討論を終結いたします。

議案第92号、指定管理者の指定について(みなかみ町カルチャーセンター)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号、指定管理者の指定について(みなかみ町カルチャーセンター)は原案のとおり可決されました。

これより議案第93号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、議案第93号の討論を終結いたします。

議案第93号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野総合体育館)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号、指定管理者の指定について(みなかみ町月夜野総合体育館)は原案のとおり可決されました。

これより議案第94号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第94号の討論を終結いたします。

議案第94号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治学童クラブ)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号、指定管理者の指定について(みなかみ町新治学童クラブ)は原

案のとおり可決されました。

日程第19 議案第95号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議長（小林 洋君） 日程第19、議案第95号、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第95号についてご説明を申し上げます。

本協議は、令和8年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が太田市外三町清掃斎場組合に変更されるため、また群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に新たにみどり市が加入するため、地方自治法第252条の7第3項の規定により、準用する同法第252条の2の2第3項の本文の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第95号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第95号の質疑を終結いたします。

これより議案第95号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第95号の討論を終結いたします。

議案第95号、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第96号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議案第97号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

議長（小林 洋君） 日程第20、議案第96号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について及び議案第97号、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第96号から97号については関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

議案第96号は、令和8年4月1日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が太田市外三町清掃斎場組合に変更されるため、また災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の群馬県市町村総合事務組合における共同処理を令和8年3月31日をもって取りやめるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第97号は、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の群馬県市町村総合事務組合における共同処理の取り止めに伴う財産処分を別紙のとおり行うものです。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 次に、議案第96号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、議案第96号の質疑を終結いたします。

次に、議案第97号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第97号の質疑を終結いたします。

これより議案第96号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第96号の討論を終結いたします。

議案第96号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第97号の討論を終結いたします。

議案第97号、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第98号 利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について

議長（小林 洋君） 日程第21、議案第98号、利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第98号についてご説明を申し上げます。

沼田市と締結している利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定は、令和2年の協定締結以来、沼田市を中心市とし、医療、福祉、教育など9分野15事業において市町村間の連携を図り、広域的な取組を行っています。また、令和5年9月及び令和6年9月に協定の変更を行い、現在では9分野19事業に拡充されています。

今回は、次の2点に関して協定の変更を行います。

1つ目は、生活機能の強化に係る政策分野における産業振興の項目について、地域内雇用の推進を追加し、事業者の働き手の確保及び住民の働く場の確保を目指すとともに、専門人材の養成を推進します。

2つ目は、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野における人材育成の項目について、自治体職員の交流及び資質向上を図るため、共通課題をテーマにした合同研修の実施

を推進します。

以上2点を変更するため、本協定の一部を改正するものであります。

今般、沼田市との協定改定の協議が整ったことから、みなかみ町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1項第1号の規定により、定住自立圏形成協定の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

なお、中心市の沼田市議会においても同様の議案が並行して上程されており、両議会の可決以降、協定締結となるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第98号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第98号の質疑を終結いたします。

これより議案第98号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第98号の討論を終結いたします。

議案第98号、利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号、利根沼田地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第99号 令和7年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について

議長（小林 洋君） 日程第22、議案第99号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第99号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,745万7,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億1,196万3,000円とするものであります。

まず、歳出補正についてご説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費2億9,918万6,000円の増額は、ふるさと納税推進事業8,963万7,000円、ふるさと応援基金管理事業2億円及び猿ヶ京温泉交流公園(満天星の湯)管理運営事業954万9,000円です。

3款民生費、2項児童福祉費1,592万6,000円の増額は、放課後児童健全育成事業782万6,000円及び保育等施設給付事業810万円です。

6款農林水産業費、1項農業費534万6,000円の増額は、農業用排水路長寿命化事業です。

7款商工費、2項観光費265万円の増額は、猿ヶ京温泉給湯施設管理運営事業です。

9款消防費、1項消防費1,934万9,000円の増額は、防災行政無線整備事業です。

10款教育費、7項学校教育費1億8,500万円の増額は、月夜野給食センター管理運営事業です。

続いて、財源となる歳入補正についてですが、地方交付税4,017万円の増額は普通交付税です。

寄附金2億円の増額は、ふるさと寄附金です。

繰入金9,228万7,000円の増額は、猿ヶ京温泉給湯施設基金繰入金79万円及びふるさと応援基金繰入金9,149万7,000円です。

町債1億9,500万円の増額は、消防債1,930万円及び教育債1億7,570万円です。

以上、一般会計補正予算(第4号)についてご説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第99号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についての質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号、令和7年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についての質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。10時50分再開いたします。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時50分 再開)

議長(小林 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

た異常気象や感染症、また事故、サイバー攻撃などの社会情勢によって、多様な危機に直面する時代であります。こうした状況を踏まえ、町では、危機管理は命を守ることを最優先に、町民の生活と地域社会を守り抜くことを基本姿勢としております。

平時の備えとしては、防災計画や業務継続計画、いわゆるBCPを策定し、実践的な体制づくりを進めるとともに、関係機関との連携などを備え、強化しているところであります。また、災害情報の伝達方法としては、防災I n f oみなかみ等のデジタル技術を活用し、誰一人取り残さない情報伝達体制の整備に取り組んでおります。

災害発生時には、やはり人命の保護を最優先に、迅速かつ的確な対応を行うとともに、国や県、警察、消防、自衛隊など関係機関と迅速に連携し、町民の安全確保と避難所の運営に努めているところであります。

特に、高齢者や障害のある方など要配慮者の支援体制を強化し、地域福祉と防災を一体化した支援を進めているところであります。いろいろと9月9日のときの警戒なんかも非常に緊張感を持って対応させていただいたということでもあります。

1次答弁とさせていただきます。

議長（小林 洋君） 12番石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 今回の回答で、この先の質問と重なるところがあると思いますが、その辺については了解をしていただいて、次に、自然災害、地震、豪雨、豪雪、台風等に対する危機管理への取組について伺います。

自然災害に対する危機管理について、町はどういった姿勢により、どのような組織によって、連絡網についてはどうなのか、また特に避難に対してはどう取り組むのか、また避難レベルの判断はどうなるのか、教えてください。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

町長（阿部賢一君） 気象等の各種警報がまず発せられます。そして、町民の生命、身体及び財産を災害から守るために、必要と認めるときは5段階の警戒レベルにより速やかに対応し、警戒レベル3の高齢者等避難、警戒レベル4の避難指示、そして警戒レベル5では緊急安全確保を行うことと想定しております。先ほどこちょっと触れさせていただきました今年の9月10日に発生した豪雨では、町として災害警戒本部を設置し、対応したところであります。私自身も、22時ぐらいまでは庁舎に待機をさせていただきました。

また、気象庁の情報を基に、事前に予測が可能な場合においては、予測されてから災害のおそれがなくなるまで、防災I n f oみなかみを活用しながら、町民に対して迅速かつ分かりやすく情報を伝達しているところであります。

また、訓練としましては、直接前橋气象台と自分の携帯でやり取りする、こういうやり取りの携帯のチェックも、年に何回かやっております。

以上です。

議長（小林 洋君） 12番石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 防災への周知、連絡に有効である戸別受信機について伺います。

戸別受信機の貸与実績について、全部で何基用意をして、既に貸与している数は何個か、また、それに伴って在庫数はどうなのか教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 戸別受信機の数であります。町で保有している戸別受信機の総数は1,400台で、これまで貸与した受信機が1,080台、現在、残数として320台と承知しております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） そうすると、まだ余っている状況がうかがえるわけですが、有効活用に向けて、貸与条件を緩和する施策は考えていますでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 先ほど答弁させていただきました残っている320台ということでありまして。令和6年4月より、戸別受信機の貸与対象年齢を従来の75歳以上から65歳以上に引下げを行いました。また、毎月、回覧を通して戸別受信機を周知し、町民の方々に対して積極的に貸与情報の提供を行っております。今般の回覧でも、恐らく目にさせていただいたかと思っております。これにより貸与申込者が増加し、より多くの方が災害時等に役立つ情報を受け取れるようになったと考えております。今後も取組を続け、貸与数の増加を図りながら、町全体として防災力の強化を目指していく所存でありますので、よろしく願い申し上げます。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 戸別受信機やスマホへのアナウンス、特に地名表示において不備があるとの声が以前から出ております。集中して高崎で受けて発信されるので、改善が大変難しいとの回答がありますけれども、何か有効な手だてはありましたでしょうか。過去に改善に向けて、同僚議員から問題提起されている部分でありますので、当然対応していると思うんですけれども、進捗状況を含め、改善へ向けての具体的な取組を教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） ご指摘をいただきました高崎消防共同指令センターにおける火災通報時の地名の取り違えにつきましては、町としましても重要な課題と認識をしております。本町を含む複数市町村を管轄する広域指令センターでは、通報者からの情報を基に迅速に位置を特定しておりますが、地名の読み違いなど、まれに誤認の可能性が生じるケースがございます。こうした事案を基に当町から指令センターに対し、通報時には、地名だけでなく付近の目印となる施設などを併せて確認し、不明な点があれば、再確認していただくよう申し入れているところであります。

以上が今の状況ということで、ご理解いただければと思っております。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番(石坂 武君) 次に、外部受信機についてですけれども、私のところでは全く聞くことはできないんですけれども、設置時においては数が少な過ぎるとの声がありました。あまりこの部分については、現状、苦情の声を聞いておりませんが、当面は現状のままでいくのか、追加を考えているのか、あるいは廃止といいますか、取り外しを考えているのか、聞きたいと思います。

それと、既に9か所設置してあるということで既に伺っておるわけですが、確認の意味で、その場所についても教えてください。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 9か所という、今、石坂武議員のあれですけれども、町内が現在18か所で設置しております。また、この後に位置等も紹介させていただきたいと思います。

特に多くの人が集まる場所を中心に、先ほど申しあげました18か所設置しており、災害時にはその機能を活用して、情報提供を行っているところでございます。しかし、屋外受信機は、暴風時や屋内にいる場合、最近の住宅は機密性に優れておりますので、外の音が聞こえないようなお宅が多いかと思えます。音声が届かないこともあること、また、設置に高額な費用がかかることから、今後の増設については、その効果やコスト面を考慮し、現時点では増設は見送る方針であります。

先ほど18か所というご紹介をさせていただきました。いわゆる屋外防災無線なんですけれども、月夜野地区、水上地区、新治地区でそれぞれ6か所ずつ設置しております。みなかみ町役場、月夜野南部体育館、旧なぐるみ児童館、月夜野会館前、第1分団下牧詰所前、みなかみ町カルチャーセンター、水上地区におきましては、水紀行館、水上小学校、水上支所職員駐車場、大穴公衆トイレ、中部地区生活改善センター、藤原地区になります。第4分団詰所、新治地区におきましては、新治、新巻、池の原集会所付近、のぞみ館、第9分団、湯宿の温泉の詰所にあります。にはるこども園、遊神館、まんてん星の湯駐車場と、それぞれ不特定多数の方が集まる、いわゆる町外の方が集まる観光地を中心に設置をさせていただいたところであります。

以上です。

議長(小林 洋君) 石坂君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) 次に、事件、事故に関する危機管理の取組について。

特に、本庁、両支所等、町管理の施設を中心とした危機管理について伺います。

昨今、全く面識のない人に対する刺殺事件等が報道されています。町が所有する施設において、事件、事故も大変心配されます。訪れる方も職員も安心・安全が当然担保されるべきだと思っております。そこで、町が所有する施設におけるAED自動体外式除細動器の設置状況を教えてください。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) AEDの設置状況というご質問だというふうに思います。

やはりAEDは、突然の心停止など緊急事態において迅速に対応するために重要な設備であり、町民の命を守るために欠かせないものであります。危機管理の観点から、公共施

設や多くの人が集まる場所においてAEDの設置を進めることは重要であるというふうに認識をしております。

現在、町では、公共施設、観光施設、商業施設、温泉施設、全ての学校とこども園に計54台のAEDを設置をしております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 54台ということでありましてけれども、設置はしているが、いざ必要になったときに機械が使えないという心配が当然出てきます。11月に町民の皆さんを対象に、地域防災研修会が開催されたと思います。しかしながら、職員に特化した研修会の開催は久しくないように思います。その点について伺います。消火器も同じことが言えると思いますし、また、学校の対応も含めてお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 先ほどご紹介いただきました研修会ですけれども、1回目は、7月5日に自主防災組織に向けて開催し、74名の方が参加され、2回目は、先ほどの11月8日に町民向けに開催し、27名が参加をされております。また、全ての町内の小・中学校においても、AEDの講習会が実施されております。

講習では、AEDの使い方に加え、心肺蘇生法やその後の対応方法について学んでいただきました。今後も定期的で開催するとともに、職員向けの講習会も開催し、町民の安心・安全を確保する取組を継続していきたいと思っております。自分自身も西署のほうで過去にこの講習会は受けた経緯があります。もしやるようになったら、議員各位にもぜひ参加をしていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） ぜひその点について、定期的、計画的な対応をお願いしたいと思っております。

次に、実際に使用したという状況があれば、そういった状況を教えていただきたいのと、そのことによって大事に至らなかったということ等を含めて教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 使用状況ということではありますが、町が報告を得ている範囲においては、ここ数年間、AEDの使用はありません。ですから、大事に至ったか至らないかということ承知はしていないということで、ご理解いただければと思っております。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 使用の実績がないということが一番望ましいんだと思っております。

AEDについては、民間においても設置の必要があると思っておりますし、実際にその声も聞いております。金額が高く設置できないとの声も併せて聞いております。町として、設置に向け、補助制度等の創設等についての考え方はありますか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 近年、やっぱり心停止の初期対応の重要性が一層認識されており、公共施設に限らず、民間施設への設置促進も大切なことであるというふうには認識をさせていただいております。

現在、町が管理する公共施設のAEDについては、高額であることから、保守管理や更新、交換時期の明確化を図る観点から、主としてリース契約を行っているところであります。現在、民間に対する購入の補助制度は考えておりませんが、AEDが必要になった場合は、近くの公共施設等で設置しているものを使用させていただき、民間業者等におかれましても設置が進むことを期待をしております。

いずれにしましても、地域の安心・安全の向上につながる施策であることから、引き続き、適切な在り方について検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 今の回答で、町が配置してある部分について、当然、民間の方はそれほど周知されていないんだと思うんですね。その辺の展開も考えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、これまた必需品と思われるさすまたやカラーボール等の各施設の設置状況についても教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 本町におけるさすまた及び防犯用品の設置状況につきましては、万が一の事案に備え、来庁者対応を行う主要窓口である本庁及び各支所の窓口にさすまた、防犯ベル、塗料を噴射するリキッドランチャー、動きを止めるネットランチャーを設置してあります。

次に、教育施設における安全確保の取組として、町内全ての小・中学校、こども園にさすまたを設置し、児童・生徒及び教職員の安全確保に努めているところであります。なお、カラーボールにつきましては、現時点では庁舎内及び各学校とも設置をしておりません。

今後も、来庁者や職員、児童・生徒等の安全を最優先に、必要に応じた防犯用具の充実を進めていきたいというふうに考えております。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） これについても、先ほどと同じように、いざというときに使いこなせなければ意味がないと思います。実際に使用した状況があれば教えていただきたいのと、各自治体において講習会等開催されたとの新聞報道も現実にあります。当町において使用に向けての講習会等の開催状況があれば教えていただきたいのと、学校についても併せて教えていただきたいと思います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 使用状況については、幸い今、庁舎内で防犯用具の使用が必要となる事案は発生しておりません。活用方法については、導入時に業者より説明、そしてまた実施指導を受けております。また、取扱い方法や対応手順については、確認できる動画を活用し、

職員の理解と対応能力の向上を図っております。やはり今後は職員向けの実践的な訓練、研修会を考えていきたいというふうに思っております。

やはりいざというときは、さすまたでこうやっても、逆に武器になっちゃうときもありますよね。石坂議員なら大丈夫かもしれませんが、こうやっても逆に武器になるという事案もありますので、その点どういうふうに、実際にやってみるということは非常に大切なことだと思っております。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） これについても、ぜひ積極的な対応をお願いしたいと思います。先ほど来の話では、ゼロということでもありますけれども、あってはならないことですが、可能性としてはゼロではないということを常に意識した中での取組をお願いしたいと思います。

次に、防犯カメラの設置状況についてお伺いいたします。設置してある状況についてと、実際に有効活用されたことがあれば、それも含めて教えていただきたいと思っております。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 防犯カメラの設置状況と実際の使用状況ということでございます。町が管理する防犯カメラにつきましては、現在60か所に計70台を設置をしております。これらはやはり犯罪の抑止や町民の安心・安全の確保を目的として、公共施設周辺、当然、学校施設や交差点など防犯上効果の高い箇所を中心に設置をしております。画像の取扱いについては、個人情報保護の観点から、運用に関する要項に基づき適切に対応しているところであります。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） その他、事故等に備えての危機管理の取組、実態があれば教えていただきたいと思っております。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 災害対策や危機管理について、やはり国や県の指針に基づき体制整備を進めているほか、町独自の取組としても、地域の安全確保に向けた支援制度を実施をしているところでございます。

具体的には、地域の自主防災組織を支援する活動補助金、防犯意識の向上を図るための個人用防犯カメラ等設置補助金、行政区による防犯灯の整備を支援する補助金を交付し、地域の安心・安全向上につなげています。また、冬期間における事故防止として、高齢者世帯を対象に、雪下ろし安全対策事業補助金を実施しているほか、特殊詐欺被害を防ぐための詐欺被害防止機能つき電話機購入補助事業にも取り組んでいるところでございます。交通安全対策としては、運転に不安を感じる高齢者を支援する高齢者免許証自主返納事業やペダル踏み間違い事故を防ぐためのオートマ車踏み間違い防止装置整備費補助事業も実施し、事故防止に努めているところであります。

このように、町では様々な観点から事故防止に取り組み、町民の皆様の安全で安心な暮

らしの確保に努めているところであります。今後も地域の実情を踏まえた対策を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 次に、これもまた危機管理の1つと言えるカスタマーハラスメントの防止に関する取組について、群馬県においては、この4月1日にいち早く防止条例を制定しました。そもそもカスタマーハラスメントとは、顧客からの正当な理由がない過度な要求、その他不当な行為が行われ、就業者の心身に深刻な影響を及ぼすことや、相手の人格を否定するような行動や恐怖を与えるような行為を指すと思ひますし、いかなる理由、またいかなる立場であろうと決して許されるものではないわけですが、町においても少なからずこういう状況があったと思ひますが、その点いかがでしょうか。また、それについてどう取り組んだか、対応したか、教えてください。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） まず、群馬県内の地方公共団体におけるカスタマーハラスメントの防止に関する条例の施行状況ですが、令和7年4月1日に、先ほどご紹介ありました群馬県と嬭恋村、7年6月20日に中之条町において施行をされております。これらはやはり主にハラスメントの定義を明文化することや予防、抑止を主眼としたものと捉えております。

カスタマーハラスメントの法令上の定義では、顧客、取引先、施設利用者、その他の利害関係者が行う社会通念上許容される範囲を越えた言動により、労働者の就業環境を害することとなっております。先ほど石坂議員がご紹介いただいたとおりでございます。この定義に該当するような事案については、役場内でも発生しているものと考えております。ただし、カスタマーハラスメントに該当するか判断が難しいケースもあり、発生件数や事案の内容について、全て調査、把握しているわけではありません。ただし、そのような事案が発生した場合には、その内容や対応の経過などについて、その都度報告を受け、今後の対応も含め関係職員と協議し、対応をしているところであります。

こうした事案が発生した際の対応ですが、やはり窓口等では複数人で対応するように心がけています。また、その内容や対応の経過などについて記録し、各部署の職員間及び上長いわゆる上司、管理職になるかと思ひますけれども、情報を共有の上、その都度報告を受けております。複雑な事案等の場合には、やはり弁護士に法学的見解を求め、助言をいただくとともに、今後の対応も含め、関係職員や関係機関と協議しながら対応をしているところであります。

発生事案の具体的な対応は、例えば大声を上げる、何度も面会を要求するなど不当な要求を繰り返す、また、あるいは長時間にわたって苦情を述べるなど、そのような事例があります。法令で定義するカスタマーハラスメントに該当する行為に限らず、度を越えた苦情や不当なクレームは、役場窓口だけでなく、各町有私設においても事案が発生し、また、発生する可能性があるものと考えています。

予防策としては、まず町側に瑕疵や過失がないよう、公平、公正に業務を進めることが大切であると考えております。また、丁寧な説明や相手の気持ちに寄り添った受け答えな

ど、職員の接遇の向上を図るため、研修会を定期的実施しているほか、職員に対しては、私からも機会があるごとに丁寧な接遇について訓示や注意喚起を行っているところであります。また、ハラスメント行為等があった場合に備え、事務室には防犯カメラを設置し、職員にはマニュアルに沿った対応をするよう周知しております。

引き続き、国が定めるガイドラインを注視しながら、必要な対策を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 既に述べさせていただいておりますけれども、県においては、いち早く防止に向けての対応がなされております。また、新聞報道等により、カスハラで精神疾患になり、その後死亡、その妻がカスハラを放置するなど安全配慮義務違反があったとして、勤務先の会社を提訴したという報道がありました。さらに、愛知県美浜町職員が男性町民1人からカスハラがあったとして、損害賠償400万円の賠償を求めて提訴する議案を町議会に提出して、11月11日全会一致にて可決されております。今後も、カスハラ行為をやめるように働きかけをして、改善がされない場合は提訴する方針との報道もありました。

なお、カスハラ対策の強化が改正労働施策総合推進法に盛り込まれ、法律の公布日、これは令和7年6月11日から1年6か月後に施行する予定であるとされており、改正法ではカスハラ防止のための雇用管理上の措置義務とされ、今後企業等が講じるに当たって、指針を国が示し、具体的な対策を進めていくこととされています。また、今朝のニュースでも、公務員等の約半数が何らかの形でカスハラを受けているという報道もありました。

こういった状況下、各市町村においても条例制定への動きが加速されるのではないかと思うわけですが、町、町長の見解を伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 県内でも群馬県嬭恋村、中之条町が制定、条例を施行しています。公共団体の各機関のみを対象としたものではなく、地域内にある団体、事業者なども対象になっているというふうに伺っております。条例の制定は、カスタマーハラスメントが決して許されるものではなく、誰もがその被害者、そして加害者になり得る問題であり、就業環境を悪化させるだけでなく、企業等の健全な経営を妨げ、地域内の経済活動全体の活力を損なう要因となっていることを多くの方にご理解いただき、カスタマーハラスメントのない社会の実現を目指すものであります。

町としましても、先行して制定している地方公共団体の状況等を確認し、また地域内の事業者等の状況を把握するなどして、調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。現段階ではそういう状況だということで、ご理解いただければと思います。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 次に、これもある意味、危機管理の1つと思いますが、新治火葬場と水上火葬場の危機管理についてです。両施設については、以前、広域対応に移行するか検討した

結果、当面は現状施設で運営していくことに決定し、現在に至っていますが、昨今の異常気象により、停電等も頻繁に起こっているのが現実です。まず、その点についての見解を伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 昨今の異常気象等により、全国各地で停電が発生しております。本町も例外ではないと考えており、仮に新治及び水上火葬場で停電した場合の対応として、奥利根アムニティパーク内に、停電時に対応できるエンジン式発電機を令和2年度に購入し、備えております。この発電機は、火葬棟の動力部分と火葬場の室内電気を同時に供給できるタイプのものであり、常時2トントラックに積載し、停電が発生した場合など、緊急時に迅速に出動できる体制となっております。今現状はそういうことです。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） それとて搬送するのに時間がかかるということでもありますので、その点は考慮が必要かなと思います。なお、停電等緊急時に備えて、公式ではありませんが、両施設に、今言ったとおり、発電機の設置に向け補正を求めましたが、優先順位が低いのか当局の危機管理が希薄なのか分かりませんが、それがかなっていないのが現実です。

過去に、火葬時、機械の不備によって遺族、親族の皆さんに大変申し訳ない事態が発生したと思いますが、事実かどうかと、人生の最後にこういったことがあってはなりません。早急なる対応が必要と考えていますが、併せて伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 現在、町が管理する発電機等は、有事の際に迅速に対応できるよう、主に月夜野農村環境改善センター敷地内にある防災倉庫を拠点に保管しております。今後は、先ほど申し上げたアムニティパークの発電機やその他の施設に管理してあるものを当該防災倉庫に集約し、機器のメンテナンス、補充など一元管理を進め、火葬場をはじめ避難所、または上下水道施設、医療施設など様々なニーズに対応できる効率的な対応整備を進めていきたいというふうに考えております。また、必要とあれば、適時個別にそれぞれ検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

（「さっきの事故の」の声あり）

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 過去に新治火葬場において平成28年、29年度に一度ずつ着火装置が稼働しない事例があったと聞いております。また、令和6年1月に新治火葬場において、これ停電が原因ではありませんでした。火葬が続けられない事故が発生したことがありました。原因は、機器部品の経年劣化による故障ということでしたので、早急に修理をしたところでございます。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 必要があればということでありましたけれども、私としては必要があるという解釈でありますので、近くに設置するように求めておきたいと思います。

次に、全国的なクマの出没による被害対策が急務の状況にあります。今定例会にて同僚議員よりその部分について質問されるということですので、その部分は譲らせていただき、私からは、関連がありますので、ここで伺いますけれども、獣害の処理施設建設に向けては焼却施設にするか、生物処理施設にするか等、議会としても再三検討を重ねてきた経過があり、生物処理施設でいきたいと思いますとの決定を見て、先進地視察まで実施している状況にあります。

しかしながら、その後、何ら進捗状況の説明がなく、傍聴をさせていただきましたが、たしか8月の産業観光生活環境常任委員会の中で、同僚議員より、どうなっているか質問がありました。そのときに全議員に対して何ら事前説明もなく、いきなり広域対応を考えているとの説明がありましたが、その点について説明回答を願うのと、さらに同僚議員から、それとて現在広域で進められているごみ処理施設の建設、稼働後になり、完結まで相当の期間が必要になるがとの指摘、質問に対し、そのとき明解な回答がありませんでした。なぜなのか併せて伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 獣害処理施設の取組についてですけれども、有害鳥獣捕獲後の鳥獣処理施設については、国庫補助事業を活用し、町で施設整備する方向で、先ほど石坂武議員からもご紹介ありました、検討を進めていましたが、昨年秋に、どこの地域でも利根でも大変課題だということで、合同で処理施設を整備する話が持ち上がったところでございます。

当町を含め、利根沼田地域の市町村は獣害対策は大きな課題となっている地域であり、猟友会員の皆さんを中心とする捕獲従事者の減少や高齢化は深刻な状況であります。鳥獣処理施設の整備は、利根沼田共通の課題となっているところであります。しかしながら、建設費や資材の高騰により、施設の整備は容易ではなく、維持管理の負担も想定した場合、利根沼田管内それぞれ単独の市町村での整備については、なかなか踏み出せない状況でありました。

そのような中で、管内市町村では共通課題の解決に向け、合同で鳥獣処理施設の整備を目指す動きが出てきたことから、当町単独での施設運営に向けた検討は休止をしております。なお、合同での整備については、ジビエ処理施設も検討していますが、ジビエ利用には課題も多くありますので、鳥獣処理施設を優先して検討を進めているところであります。

また、広域圏では、新ごみ処理施設の計画が進行中ですが、新ごみ施設の計画と鳥獣害処理施設については関連がなく、別の計画として検討しているところでございます。現在申し上げられるところはそういう内容ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 議会に対しては、生物処理施設で進めるという方向性が既に説明がされています。同僚議員の質問がなければ、何ら説明する姿勢も見えませんでした。本来ならば、町内に既に施設が完成していてもよい時間が経過しています。議会軽視はもとより、当時

猟友会の皆さんの要望をも軽視していることになりませんか。また、候補地の土地所有者に対しても大変失礼であると思いますし、依然として全員に対して広域への取組については説明がされていません。今町長から話がありましたけれども、その辺について回答を求めます。あわせて、ジビエの構想も視野にあるとすれば、近くに施設があることが望ましいと思います。併せて回答を求めます。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 現在、利根沼田農業事務所が中心になって呼びかけを行い、担当者レベルでの検討が始まったところであります。処理施設の必要性についてはおおむね広域の市町村間で一致しております。この会議の中では、県による処理施設の設置を要望しておりましたが、県では施設整備は難しく、利根沼田広域市町村での設置を検討していただきたいとのご意見がございました。決して議会軽視をしたつもりではございません。そのつもりでいるんですが、現時点で、利根沼田地域での必要性などについて担当者間での確認は取れておりますが、決定した事項がなく、議会に報告しておりませんでした。広域での検討が開始されたことの報告が遅れましたことについては、率直におわびを申し上げます。申し訳ありませんでした。

今後は、利根沼田広域の市町村の方針や計画等が決まり次第、丁寧に委員会、議会に随時報告をさせていただく予定となっております。

また、ジビエについてですが、やはり、とにかく処理場を優先して検討しようということとあります。その後に、またジビエという話が施設の中でも出てくるのかなというふうに思っておりますので、ご承知おき願いたいと思います。

やはり獣害に対する、年々、年を追うごとに状況も変わるんだと思います。今年はクマが異常に出没しました。その分、サルがなかなか目撃しなかったりとか、いろいろな状況が、やっぱり自然ですので、変わる、そういうこともやはりいろいろ調査研究する必要があるのかなというふうに思っております。

大変そういう思いを石坂議員がお持ちになったというのであれば、決してそういうつもりではなかったということで、ご理解いただきたいと思います。このことについて詳しくなかなか議会に報告がなかったということは、おわびを申し上げたいと思います。以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） ちょっと時間が押していますので、はしょってやりたいと思いますけれども、広域対応を否定しているわけではなく、広域施設は施設として、町にも別に施設があってもよいのではないかと申し上げています。

次に、9月10日の集中豪雨について、全員協議会で説明がありましたが、月夜野地区を中心に、集中豪雨による被害がありました。床下浸水等があったり、法面が崩れる等の被害がありましたが、そのときの意見として、除草剤の散布が原因なのかは定かではありませんが、それが原因で法面が軟弱になり、崩れたのではないかという意見もあるのも事実です。その点の見解を求めます。あわせて、除草剤について配布申請の方法、条件等に

ついて、この先、明確に簡単をお願いしたいと思います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 除草剤などの農薬については、農薬取締法があり、農薬使用に対して使用方法の遵守が定められています。農林課で、登録農薬以外の使用や基準を超えて使用しないよう周知しているところであります。また、地域整備課では、区からの要望により、原材料支給として除草剤の配布を行っておりますが、その際に、大量の散布により草の根が絶えて法面が崩れることがないようにとお知らせしており、使用方法を誤り、法面が崩壊してしまった場合、町では復旧できないと注意喚起をしております。また、法面については、モグラの巣も非常に穴を掘るので、モグラの穴があるところには崩れやすいというふうに聞いております。以上です。

議長（小林 洋君） 石坂君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 除草剤の散布対応が決して悪いと言っているわけではありませんので、誤解のないようにしていただければと思います。るる自然災害、事故、事件に伴う対策についてとカスタマーハラスメント防止に向けての取組についてと伺ってまいりました。訪問者及び従事者全てが安心・安全であるように、積極的に取り組んでいただくことをお願いし、2問目の質問に移らせていただきます。

2問目の質問は、さきの9月議会にて議案として提案され、全会一致で可決された条文追加に関することについてであり、内容は、体育施設の効果的・効率的な運営に向けて、指定管理者が体育施設の管理を行うことができるようにするものであり、先ほど、その取組の初めとして、月夜野総合体育館の指定管理について議案提案され、全会一致で可決され、来年度より指定管理することが決定されました。

今回は月夜野総合体育館に特化されていますが、運営状況等を見た中で、その辺を精査し、今後に向けて考えるということではいか、簡単に回答をお願いします。

議長（小林 洋君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 石坂議員のご質問にお答えいたします。

体育施設の指定管理の今後に向けてということではよろしいでしょうか。先ほど議員がおっしゃったとおり、月夜野総合体育館の指定管理をこの議会で議決いただきましてありがとうございました。現在は、指定はこの1件でございますけれども、今後につきましてでございますけれども、体育施設、いろいろございますが、全施設で指定管理制度を導入するという考えはございません。今回の月夜野総合体育館への制度導入による運営状況をよく精査した上で、民間業者等への指定管理を検討していきたいと考えております。

一方で、日常的な利用頻度が低く、利用料収入が限られる施設については、民間事業者にとっての魅力が乏しく、制度導入の効果が十分に発揮されない可能性があります。そのような施設については、コストやサービス水準、地域ニーズを総合的に勘案し、引き続き、町による直営またはそれに準じた管理方法を選択してまいりたいと思います。

議長（小林 洋君） 石坂君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) ちょっとまとめて言いますけれども、体育施設の全てを指定管理にしていく方向性があるか否や。それとあと、10月1日採用の関係で、職員の採用がありましたけれども、この辺の11月に広報で周知はされているんですけども、その辺について、採用者何名でどんな資格等を持った中で採用されたか。その辺、かみ砕いて簡略にお願いします。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) 昨年から導入している採用方法の社会人枠ということで、10月1日採用なんですけれども、令和7年の10月採用の職員は4名採用させていただきました。総務課、町民福祉課、観光商工課、地域整備課に配属いたしました。また、いろいろなことに資格とかそういうのにつきましては、採用業務のため、個人情報でありますので、適正な取扱いを鑑み、ここでの答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

議長(小林 洋君) 石坂君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) 差し控える部分というのは理解しましたけれども、当然、その部分も含んだ中での採用ということでいいですか。簡単に、はいか、いいえで。

議長(小林 洋君) 町長。

町長(阿部賢一君) はい。

議長(小林 洋君) 石坂君。

(12番 石坂 武君登壇)

12番(石坂 武君) それと、指定管理がうまくいけばいいですけども、先ほども指定管理の議案がありましたけれども、全てがうまくいっている状況にはありませんので、その辺、取捨選択も当然必要になってくるかと思っておりますので、その辺も意識した取組をお願いしたいと思います。これはお願いということで。

時間が押していますので、体育施設の指定管理への移行や職員の10月採用の取組等により、行財政改革、職員の負担軽減にもつながると思います。同一内容の質問は1年間できないうルールから、回答は求めませんが、6月定例時に一般質問しました代休取得率の向上や夜間勤務手当、管理職特別勤務手当100%への実現にも期待が持てる取組とも思っております。結果として、職員が心身共に健全な状況で仕事に取り組むことができると思いますし、充実した中身の濃い住民サービスにもつながるものと思っております。その点、特に心して取り組んでいただくことを期待、お願いいたしまして、質問を終わります。

議長(小林 洋君) これにて12番石坂武君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。次の再開を13時ちょうどといたします。

(午前11時43分 休憩)

(午後1時00分 再開)

議長(小林 洋君) 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

通告順序2 8番 阿部 清 1. 大型野生獣から人身被害を防ぎ安全を確保するための対策

議長（小林 洋君） 8番阿部清君の質問を許可いたします。

8番阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 8番阿部清。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日につきましては、大型野生獣から人身被害を防ぎ、安全を確保するための対策ということで質問いたします。

近年、クマやイノシシ、ニホンジカなどの大型野生獣の出没が増加傾向にあり、今年は特にクマの目撃情報が多く寄せられ、9月以降は毎日のように町内の至るところで目撃され、人身被害も発生しました。

そもそも、みなかみ町でのクマの出没自体、それほど珍しいものではなく、山間部での目撃が中心でしたが、今年の特徴は住宅地などの人間の生活圏まで拡大しています。

その原因としては、餌となるドングリやブナの実が凶作であったことが実情とされ、住宅地周辺の柿や栗などの果実が誘引物となり、人里へ現れています。また、山林の荒廃が進んだことや耕作放棄地が増えたことで、クマやイノシシが身を隠す場所が増えたことも要因とされています。

人里へ下りてきたクマは、人間の生活の中にある食べ物の味を一旦覚えてしまうと、それを求めて頻繁に来るようになり、人にとってもクマにとっても好ましい状況ではありません。

今後も人里への出没が増えることが予想され、人身被害のリスクがますます高まり、積極的な対策を講ずる必要があります。

各地でクマの出没が増えたことで、国や県も新たな対策を強化する方針を示しました。

現在町が行っている対策を伺います。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 阿部清議員の一般質問に答弁させていただきます。

答弁に入る前に、やはり今年これだけ出沒件数が多いという中で、本当に猟友会の皆様には、本当に危険と隣り合わせの中で献身的に活動していただいていることに改めて感謝を表明したいと思います。

今年、先ほどご案内がありました4月から11月30日までの目撃情報としては、Infominaみなかみで周知した件数が201件となっております。昨年が74件でしたので、約2.7倍となっております。中でも、先ほど阿部清議員からもご紹介がありました10月は1か月で90件の目撃情報があり、生活圏への出沒が拡大している現状を重く受け止めて

おります。

なお、あくまでも通報していただいた件数ということで、目撃しても通報しない方も恐らくいるんだと思うことを考えると、相当数の目撃情報があるのかなというふうに認識をさせていただいております。

また、残念なことですが、人身事故も9月に1件、10月に3件発生しており、5名の町民の方が被害に遭われました。心よりお見舞いを申し上げます。

阿部清議員のご質問は、人里に出没するクマに対して現在町が行っている対策は何かという質問と受け止めさせていただいております。

町では、クマの出没情報があった際には、防災Infoみなかみで情報提供を行っております。頻繁に出没する場所には、注意看板を設置し、住民への注意喚起を行っております。

さらに、人里近くに出没が確認された場合は、痕跡の調査や状況の確認を行い、出没が常態化し、人身被害のリスクが高いと判断される場合には、地元の猟友会の皆様にご協力いただき、クマオリによる捕獲を行っております。

また、クマを誘引する原因となる生ごみや未収穫の果実などの適切な管理については、防災Infoやチラシを通じて住民の皆様呼びかけ、人里近くへの誘引防止に努めています。

特に今年は、秋になってからの出没が異常な状況でありましたので、ちょっとこの辺、時系列的にちょっとご説明させていただきます。

10月18日の夕刻に農林課長から重傷の被害があったという一報を受けました。防災ヘリで搬送されたということで、相当な重傷の人身事故だったというふうに思います。即座に副町長に連絡をいたしました。19日が、午前中が社協でやった福祉フェスティバル、午後が消防の点検という日程で、議員各位にもご出席いただきました。その間の時間に緊急の対策会議を招集いたしました。教育長、自分、副町長、農林課長、学校教育課長、総務課長で対策会議を招集し、町民の安心安全のための対策の強化をいかにするかということで検討し、翌20日の8時半に、月曜日、緊急の課長会議を招集させていただきました。そこで全庁的に職員に協力していただき、車両12台を出して、20日から全町を対象にパトロールを開始し、特に登下校の見守りを強化したところであります。あわせて、防災Infoみなかみ等を通じ、不要不急の外出を控えるよう注意喚起を行いました。人身被害のリスクが高まっていることを踏まえ、今後もより積極的かつ効果的な対策を講じてまいりたいと思います。

なお、この全町的な12台のパトロールというのは、11月28日で規模を縮小させていただいたところであります。いわゆるもう危機感等は持っておりましたので、スピード感を持って対応させていただいたということで、ご理解をいただければと思います。

以上、一時答弁とさせていただきます。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 10月18日に重傷事故が起き、また、19日に緊急対策会議を開催し、2

0日からパトロール等を始めたということで、また、対策として捕獲など様々な対策取っています。住民に対して、クマを誘引する原因となる生ごみや不要な果実管理については、防災I n f oやチラシ等で周知しているということですが、なかなかうまく伝わっていないようなところもあると思いますので、今後もいろいろな方法で周知していただき、クマを人里へ寄せつけない取組を強化していただければと思います。

クマの目撃情報が寄せられると、防災I n f oみなかみより目撃された日時と場所の情報が発信されています。しかし、先ほど言いました人身被害、今年町内で発生しておりますが、このクマによる人身被害が発生した情報は発信されず、出没情報と注意喚起の発信のみでした。

今年は、他県でもクマによる人身被害が多く報告され、死者数は過去最多となり、同一個体が連続して人を襲った事案も発生しています。

クマやイノシシなどの大型野生獣による人身被害が発生した場合は、凶悪事件発生と同様の対応が必要と思います。

被害者が確認された地域の住民には、いち早く情報を流し、最大級の警戒をするよう呼びかけるべきだと思います。

防災I n f oや防災無線、個別受信機等は緊急情報を町民に迅速に知らせるための目的のものです。今回情報を流さなかった理由をお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） お答えさせていただきます。

クマの出没情報に関しましては、住民や警察などから情報が寄せられる場合に、時間や場所などを総合的に判断して防災I n f oで配信しています。

今年、先ほどお話がありました4件の人身事故が発生していましたが、ご指摘のとおり、9月22日と10月12日については、出没情報として配信にとどまっております。

人身事故の際には、警察から一報が入る場合が多く、けがの程度や被害に遭った状況など不明なことが多々ございます。どこで危険な状況であるか判断が難しく、必要以上に危機感を扇動するおそれがあることから、慎重な取扱いとしております。

しかし、今年の秋は異常な出没状況となり、続けて事故が発生したため、10月18日の事案については、人身事故が発生したことを配信し、注意を呼びかけております。

今後も町民の安全を守るために、事故の情報に関しては、できる限り早めに情報提供を行えるよう、危機管理体制の強化を図ってまいります。

以上です。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 人身被害の情報については、どこまで危険な状況であるか判断が難しく、慎重な取扱いをしたということですが、先ほどの10月18日の2件の人身事故については、1件目が13時30分に羽場で、2件目が16時に高日向で発生し、最初の事故から事故の3時間半後の午後6時57分に「本日午後、クマによる人身被害が発生しています。外出する際は十分気をつけてください」という内容の配信でした。また、事故の時間や場所

等の表記もないものでした。

そんなことから、今後は、人身被害が発生した場合は、速やかに住民に知らせ、二次被害の発生防止に努めることが重要です。そんなことから、正確な情報の提供をお願いしたいと思います。

クマの出没が相次いでいる全国の観光地では、イベントの中止や、クマの目撃があった場所では安全対策が強化され、人身被害を防ぐ対策が取られています。

町は、クマの活動が活発になる時間のため、早朝や夜間に外出する際は特に注意が必要と喚起していますが、クマの出没が非常に多い時期に開催されました、みなかみ町観光協会主催の、これですね、水と光のナイトガーデン、水紀行館、清流公園を主会場に10月11日から11月23日までの17時から21時30分までの夜間に開催されていましたが、この時期は湯原温泉街でもクマの目撃情報が多く寄せられていました。このイベント開催中の観光客や住民の安全確保のための対策は、どのようにしていたのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） ご紹介いただきました町観光協会主催の夜間開催のイベント、水と光のナイトガーデンでは、来場者の安全確保を最優先とし、事前の準備とイベント中に対策を行ったと伺っております。

事前準備では、清流公園及び周辺の見通しの悪い場所の草刈りや伐採をし、クマが隠れにくい環境を整備したとのことです。また、例年実施している諏訪峡ナイトウォークについては、安全上の観点から今年は開催を取りやめたと伺っております。

会場付近には注意看板を設置し、緊急の避難経路や避難場所について明確に提示し、イベント開催中においては、特設テントにて監視及び来場者への注意喚起を行ったほか、熊鈴と熊スプレーを常備して、30分ごとに会場を巡視したとのことです。夜間イベントである特性を踏まえ、死角を極力なくすよう努めていただいたと考えております。また、会場内BGMが流れており、音によるクマ接近の防止効果もあったことと思います。

今後は、イベント参加者からの意見を踏まえ、さらに来場者の安心感を高めるため、警備の強化、詳細な安全ガイドの配布、リアルタイム情報提供などが考えられますが、安全対策の徹底はイベントの魅力向上だけでなく、町の観光イメージの維持向上に不可欠であると強く認識をさせていただいております。とりわけ万全の注意を払って開催したということでご理解いただきたいと思います。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 万全の注意を払って、来場者の安全確保を最優先に対策を行ったということで、また、諏訪峡遊歩道でのナイトウォークは中止したということですが、このイベントの会場が利根川沿いということでしたので、クマは川沿いを移動経路として利用するため、また、イベントが夜間開催ということでしたので、万が一ということも考えられました。

無事に事故もなく終了できて何よりでしたが、事故は観光地としての損失になりますので、今後も屋外でのイベント等においては、安全対策を徹底していただくようお願いします。

ツキノワグマは本来臆病な動物であり、人間の気配に敏感で、人の足跡や話し声に敏感に反応して、人との接触を避け、逃げようとしします。

クマが攻撃する状況は、至近距離でばったり出会ってしまった場合や、子グマを連れた母グマが子グマを守るために人を攻撃することがあります。

クマとの接触を避けるためには、自分の存在を先に知らせることが重要といわれています。具体的な対策としては、鈴や笛、ラジオなどの音の出るものを身につけ、自分の存在を知らせることです。

しかし、これらの対策は、クマとの遭遇を避けるための有効な方法ではありますが、クマは個体によって性格が異なるために、万全な対処方法ではありません。

今年は、人が山に入ってクマと出くわすのとは違って、クマが人里に現れて人を襲うという異例の事態が続いており、従来の鈴を持って歩くといった対策は通用しなくなりつつあります。

近年、アーバンベアの存在が目立っています。アーバンベアとは、市街地に出没するクマを指します。こうしたクマは、生息状況の変化など様々な要因が考えられ、人里近くで育ったために、人間の生活音や車の音に慣れ、警戒心が薄れているために、人を恐れずに接近するため、今までの対策では通用しなくなり、人身被害のリスクがますます高まり、深刻な状況となります。

今後、このような新世代クマを引き寄せない取組を心がけることが最も重要であります。

アーバンベア対策についてお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） アーバンベア対策についてというご質問だというふうに思います。

近年、アーバンベアと呼ばれる、人里に慣れ、人間に対する、先ほどご紹介ありました警戒心が薄れたクマの存在が顕著になっているといわれており、みなかみ町においても阿部清議員と同じ認識であります。重要な課題であると考えています。

やはり、詳細については不明な部分もありますが、人里での誘引物対策が重要であると考えております。

人里周辺でのクマを誘引する生ごみ、未収穫の果実、いわゆる柿とか栗ですかね、畑の収穫残渣などの誘引物となるものを排除するための啓発活動を強化し、住民への協力を徹底したいと思っております。

さらに来年度、令和8年度からですけれども、人里近くで放置されているクマを誘引の要因となる柿や栗などの不要果実の伐採に係る経費について、補助制度の対策を推進していきたいと考えております。

私、自分の家も柿の木がありまして、まさかと思って見に行ったら爪の痕があり、また、裏のうちの柿のところに親子グマが登っているという状況もありました。早速ですけれども、なかなかちょっと作業、自分でやる時間がなかなかないんですけれども、これは非常に危険だということで、2日間にかけて自分の敷地にある柿の木は伐採をさせていただきました。

しかしながら、やってみて分かったんですけれども、相当重労働なんですね。まだちょ

っとできたからいいですけども、これは高齢者世帯で柿があつてというのと、なかなかその方々では、なかなかその伐採というのは厳しいし、また、けがされても困りますんで、そういう世帯については、自分で切れない方がどこかに頼んだ場合には、その伐採に対して補助制度を設けますよと、中之条町が本年先行して、そういう先行の自治体の要領、要綱等を研究させている中で、来年度に向けてしっかりと設計していきたいと思っております。その折には、議員各位にもぜひご理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、アーバンベアの特性でありますけれども、人間を恐れないことや行動範囲が広いことなどを住民に周知し、遭遇時の適切な対応や、誘引物を置かないことの重要性を啓発していきたいというふうに考えております。

また、新世代グマを発生させない、引き寄せないまちづくりを目指し、ソフト・ハードの両面から対策を推進していきたいと考えております。

先ほどちょっと阿部清議員も触れました、国も2025の補正予算においてクマ対策というのを明示するというのも、お話も伺っております。やはり、そういう事業のメニューの中で、有効に使える事業をしっかりと取りに行くということしていきたいと思っております。

やはり、いろいろ先ほどお話がありましたけれども、やはり、里山の整備だったり、耕作放棄地の解消なんかに、やはり一定の獣害効果があるのかなというのを思っておりますので、その辺についてもしっかりと取り組んでいければというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） アーバンベア対策としては、まずは誘引物対策が重要であるということですので、住民への協力、まず徹底していただければと思います。

また、放置されている不要な柿の木や栗の木などの伐採については、来年、令和8年度から補助制度を整え、対策を行うということですので、また、町長は自分で2日間かけて切ったということですが、切れる人はいいですけども、切れない人が本当に多くいると思うんで、よろしくお願いしたいと思います。

中には、本当に伐採が、切れても切れないという難しいものも出てきますよね。収穫したいということまで、その辺の対策として、電柵なり木にトタンを巻くなど、そういった対策も進めていただければと思います。

また、高齢化で収穫が難しい住民の代わりに、収穫ボランティアを募集している地域もあります。事例としては、長野県の某高校の生徒が、学校の生徒、渋柿応援隊という名前で活動していますので、そういったものも参考に、いろいろな地域から募集すれば、面白半分が集まってくる人も結構いると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

みなかみ町鳥獣被害防止計画が令和4年度に作成され、対象鳥獣の捕獲計画が令和5年から令和7年まで示されています。イノシシやシカ等の捕獲の計画数が示されています。ツキノワグマについては、被害防止のためやむを得ない場合、関係機関と協議の上捕獲す

ることとし、捕獲計画は設定しない、隔年で大量出沒する傾向にあり、対応できるよう捕獲オリの整備を行うと書かれています。

ツキノワグマは3、4歳頃から繁殖が可能になり、メスは2、3年おきに普通2頭出産するといわれております。若いメスは子育てに失敗することが多く、また子供の死亡率は高いといわれており、自然下での増加率は低い動物といわれております。

しかしながら、近年、全国で推定4万2,000頭以上いるといわれ、昨年度の群馬県内の生息推計は2,773頭と公表されており、生息分布域は1.4倍に拡大しています。

そのような状況ですので、町内に生息している個体もかなり増えているものと思われま

す。

今後は、捕獲計画の対象獣に入れるべきだと思いますが、考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 数は間違いなく、状況を見て、増えているんだというふうに思っております。

ご指摘のとおり、現在の被害防止計画では、クマの捕獲計画数は設定しておりません。野生鳥獣については、群馬県で、獣種別、獣別ごとの適正管理計画を定めてあります。シカ、イノシシなどは捕獲頭数の目標が設定されており、それを受けて、町の計画数も設定をしているところでございます。

しかし、クマについては、県の適正管理計画に目標数値が設定されておらず、町でも計画数を設定していない状況であります。

今後は、国や県の管理計画が変更され、目標数値が示された場合には、当町の被害防止計画についても数値の設定を行うことになるかと考えております。

なお、被害防止計画は、前年の被害状況や捕獲状況を反映して、毎年見直しを行っているところであります。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） クマについては、県の適正管理計画に設定されていないため、町の計画数も設定できないということです。今後、国や県も、クマの個体数が大幅に増えていることが今年で分かったと思いますので、見直しもあるということで理解させていただきます。

クマは本来、山の木の実などがなくなる11月下旬から翌年の4月頃までが冬眠期であり、雪がどんなに少なくても、体力を温存するために冬眠します。

ところが、近年、冬眠期の出沒が増え、積雪の多い地方でも冬を目撃情報が報告されています。

冬眠は、餌の枯渇期に体力を温存するため、餌があれば冬眠の必要はなく、人間の生活圏に放置されている果樹や生ごみなどの食料源がある場合は、厳冬期でも冬眠しないそうです。

町では、令和2年に冬を目撃情報が4件寄せられていますが、それ以降は冬を目撃情報はありません。しかし、この冬は冬眠しないクマが増える傾向にあるといわれております。

冬に出沒するクマは穴持たずと呼ばれ、生活パターンが崩れているために凶暴になる可

能性が高いそうで、特に注意が必要になります。

冬の出没に備えた対策の考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 阿部清議員ご指摘のとおり、近年はクマが冬眠しない、あるいは冬眠期間が短縮化する事例が増加していることは、当町においても大きな課題であると認識をしております。

特に、冬に出没するクマは食料不足などにより、行動パターンが不安定になり、凶暴化する可能性が指摘されており、より一層の注意が必要と考えております。

冬季の出没に備えた対策といたしましては、繰り返し申し上げることになりますけれども、誘引物の管理が重要になります。それぞれご家庭や事業所から出る生ごみや未収穫の果実といいますけれども、柿というふうな表現でいいのかなと思いますけれども、クマを誘引する可能性があるものの適切な管理については、住民の皆様を引き続き強く呼びかけてまいりたいと思います。また、特に冬期間は食料が乏しくなるため、僅かな誘引物でもクマを引き寄せる可能性があり、注意が必要です。

また、冬季に目撃情報などが寄せられた場合には、出没頻度や誘引物などの情報を収集し、積雪状況なども踏まえながら、パトロールや看板の設置などにより住民への注意喚起を継続的に行います。頻発する場合には、有害許可による捕獲を検討をします。

冬眠しないクマの生態や行動については、専門機関などから情報を収集し、対策に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 対策としては、やはり誘引物ですね。特に柿の管理が重要ということですが、冬眠、冬季間に出るクマは食料が乏しく、非常に飢えているため、家の中に入り込むことも考えられます。昨年12月に、福島県の民家にクマが入り込み、この家のこたつに頭を突っ込んでいたというような事例もありました。

冬眠期に山に戻れないクマは、人里にとどまり、冬を越すことも考えられます。この人里に残るクマの多くが、子グマが多いといわれております。そういったクマは、やはり人里近くで育ったアーバンベア、また親グマが駆除され、残された子グマが山に戻れずに人里に残されたということも考えられます。

そういったことから、今年は捕獲数も相当あったので、子グマが残されたということも考えられますので、十分注意していただければと思います。

11月15日から翌年の2月15日までが群馬県の狩猟期間となります。ニホンジカ及びイノシシに限っては、農林業被害防止と個体数を減らすために2月28日までとなっております。捕獲頭数に応じた奨励金が支給されています。

ツキノワグマに対しては、やむを得ず捕獲する許可捕獲に限り、処分料が支給されています。しかし、狩猟期間に捕獲したクマに対しては支給されていませんでしたが、今年は多数の目撃があったことから、狩猟期間に捕獲したクマに対しても処分料を支給するとい

うことになりました。

この支給は、今年に限った短期的な取組なのか、また来年以降も継続して支給していくのか、その辺お伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） クマの大量出没により、オリの、当然でありますけれども設置回数も多く、また、出没箇所の状況把握などでは、早朝や夕方の作業を依頼しており、捕獲に従事していただいている皆さんには、本当に町民の安全のために大変なご苦勞をいただいております。冒頭申し上げましたけれども、この場をお借りして深く御礼を申し上げたいと思います。

捕獲数についても過去最高となっており、捕獲従事者の負担軽減を図るため、今年度の捕獲処分料については増額を行いました。ご指摘のとおり、狩猟期間中の捕獲に対しても、有害捕獲と同様にクマ捕獲処分料の支給を決定をしております。

やはり、今年度限りかというご質問なんですけれども、これは最近のクマの事故というのは、個人的にはもう自然災害だというふうに認識をさせていただいております。

そういう意味においては、来年の状況はどうか分かりませんが、引き続き活動していただけるためには、こういう処分料は必要だというふうに思っております。ですから、今年度限りではないという理解をいただいております。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 支給については、継続するかは現時点でははっきりと答えられないということですが、現在、狩猟期間中に入っていますので、先日、猟友会の人に捕獲について伺ったところ、猟期に入ったからといって、クマは山に入って簡単に捕れるもんじゃないよというようなことも言われました。そのようなことでしたので、何頭でも捕獲ほどいかないと思いますので、継続した支給をしていただければと思いますので、よろしく願います。

町には、利根沼田猟友会、月夜野支部、水上支部、新治支部の3つの支部があり、鳥獣害対策の第一線で活躍され、捕獲や駆除に多大な協力をいただいております。

しかし、猟友会の活動にも物価高騰の影響を受け、燃料費など経済的な負担が生じています。

報酬は、あくまで有害鳥獣駆除の出動に対する対価であり、一般的な給与のように安定した収入ではありません。

近年、全国的にクマの駆除の報酬が引き上げられる傾向にあります。これは、猟友会員の高齢化と人手不足、クマの出没と被害の増加、駆除作業に伴う危険と責任の重さといった事情が背景にあります。

町においても、多くのクマの出没情報があり、増加する鳥獣害被害を減らすためにも、出動手当等の報酬の引上げは必要と思いますが、町の考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 猟友会の皆様には、本当に当町の鳥獣害被害対策の第一線において多大なご

尽力をいただいておりますことに、改めて、重ねてでありますけれども、心より感謝を申し上げます。

物価高騰の影響を受け、燃料費などの経済的負担が増している状況については十分認識をしており、また、猟友会の皆様の活動が持続可能であるための支援の重要性も理解しております。

昨今増加する鳥獣被害を抑制するためにも、猟友会の皆様の活動を経済的に支援することの必要性も高まっていると考えております。

町としましては、活動費の支給については、今年度1日8,000円、時給1,000円から、令和8年度はさらに増額したいと考えております。

今後も、猟友会の皆様方からのご意見や他の自治体の状況、また町の財政状況を考慮しつつ見直しを検討してまいります。

猟友会の皆様が安心して活動できる環境を整えることが、鳥獣被害対策全体の強化効果につながるものと考えております。

また、国においても、クマ被害対策パッケージや総合対策交付金など、対策の強化を図るべく検討が進められているようですので、国の動向などを総合的に勘案し、最も効果的かつ持続可能な対策を引き続き検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 活動報酬については、来年度、日給・時給見直しを検討していただくということですので、よろしくお願いします。

この秋は、私の家の周りにも毎晩のようにクマが現れ、10月の中旬から約1か月、夕方以降は本当に怖い思いをしました。そんな中、猟友会の方が夜の10時頃まで何とか見回りに来ていただき、大変ありがたかったです。

今後も猟友会の方々が安心して活動できるよう、町からの支援をお願いしたいと思います。

クマの出没場所によって危険と判断された場合は、箱ワナ等を設置して捕獲を実施していますが、捕獲されたクマのほとんどは駆除されています。

駆除されたクマに対して、クマを殺すな、クマがかわいそうといった内容のクレームや苦情が行政やハンターに寄せられることが常態化しており、中には通常業務に支障を及ぼす自治体のケースも報告されています。

町でもそういったクレームや苦情電話、今までにあったのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 町だけに、役場にとということで、認識でよろしいですか。

これまで、捕獲に対するご意見や苦情電話をいただいたことが数件あるというふうに報告を受けております。ただし、長時間にわたり業務に支障が出るような苦情は、今のところございません。

町としては、クマの駆除は住民の生命や財産を守るための最終手段であり、やむを得な

い措置であることを丁寧に説明し、仮にそういう電話が来たらそのように申し上げ、ご理解をいただくよう努めております。

いろいろ東北のほうなんか、すごい電話がかかっているという事実で伺っております。

やはり、関係ない人は無責任なことを言えるんだなというふうに思います。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 町ではクレームに関して数件程度ということで、安心しました。

今後、クマの駆除についての公表はなるべく避けていただき、クレームに対しては、長時間クレームに対する業務妨害や過激なクレームに対しての対応マニュアル等を作ってください、明確化していただければと思います。よろしくお願いします。

令和4年3月議会定例会一般質問で、ナラ枯れ被害と今後の対策ということで質問しました。内容は、ナラ枯れでドングリなどの山の実がなくなることで、ツキノワグマが里に下りてきて作物を荒らしたり、場合によっては人への危害が生じるおそれも予想されると伺いました。当時の町長の回答は、日本自然保護協会によりますと、ミズナラの実を重要な餌資源とするツキノワグマへの悪影響が懸念され、被害を抑える一定の努力が必要。ただ、人里への出没については、複合的な要因によるもので、現状のナラ枯れ被害がツキノワグマへの人里への出没に大きく影響しているとは考えにくく、悪影響になっているとは考えにくいとの回答でした。

前回の質問から3年半がたち、ナラ枯れ被害はますます拡大し、クマの餌となるドングリの実が減っています。

ナラ枯れとツキノワグマの人里への出没の関連性について、再度お伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） ナラ枯れ被害は、全国的にも、また当町においても、これは拡大している状況であります。

ナラ枯れにより、ドングリの減少とクマの出没についての関連性についてですが、これはそのままになってしまっていて、清議員にお叱りを受けるかもしれませんが、個人的にはちょっと最後に述べさせていただきますけれども、関連については、日本自然保護協会と県の鳥獣被害対策支援センターに見解を伺いました。

3年半前と同じようなお話になってしまうんですけれども、現時点では、クマの人里の出没は、ブナなど木の実の豊凶状況や、生ごみや放置果実などの誘引物の存在、生息数の増加など様々な要因が複合的に絡み合っているものであり、現状のナラ枯れ被害がクマの人里への出没に大きく影響をしているとは考えにくいとの意見、同じでした。3年前と同じ内容であります。国内でナラ枯れとクマの出没の因果関係について研究や検証がされていないため、このような認識になるとのことです。

しかしながら、拡大しているナラ枯れが複合的な要因の一つになる可能性もありますので、その関連性については引き続き注視し、専門家と連携を深めながら、総合的な対策を検討してまいります。

個人的には往々にあるんだと思います。ドングリが少ない、ドングリはやはりシカも食

しますんで、やはり少ないものをみんなで取り合ったりすることによると、やはり単純に考えれば、人里に来れば餌が、先ほど阿部清議員も紹介いただきました、人里にだんだん、奥に入らず里に下りてくるという、こういうことなんだというふうに個人的には思っております。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） ナラ枯れとクマの出没についての検証がされていないことで、前回と同じような内容の回答でしたが、町長個人的には関連性があるのではないかと考えているらしいです。

また、林野庁の調査や日本ツキノワグマ研究所などでは、ナラ枯れをクマの出没の要因に挙げ、関連性を指摘しています。

今年はクマの餌となるドングリやブナの実が凶作であったといわれていますが、ブナの実に関しては豊作凶作の年がありますが、ドングリは豊作凶作の波が少なく、今年もドングリ、ミズナラの実、みなかみでも7月時点は豊作でした。

今回、この質問を一般質問するに当たり、いろいろ調べた中で分かったことですが、この原因の報告書、まだ誰も出していないと思うんですが、ハイイロチョッキリという昆虫の大繁殖が関係しているものと思われま。

ハイイロチョッキリはチョッキリゾウムシの仲間で、夏から秋にかけてドングリに穴を空け、卵を産み、その後枝を切り落とす習性を持つ昆虫で、今年のドングリの不作原因の可能性であります。

この昆虫も温暖化の影響により大繁殖しているものと思われ、ナラ枯れ以上の深刻な状況も考えられますので、先日農林課長に報告しましたので、この昆虫の調査と検証をお願いしたいと思います。また、そういったことで分かれば報告していただければと思います。

鳥獣害による農林業被害や生活被害に対応するためには、専門知識のある職員の配置や新たな人材育成が課題となります。

政府は、相次ぐクマ被害を受け、雇用に関する補助などを打ち出し、自治体が正規職員として雇用する野生動物の専門知識と狩猟免許を持つ、いわゆるガバメントハンターの確保が盛り込まれています。

町職員がハンターを兼務するガバメントハンターの導入の考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 鳥獣被害対策における専門知識を有する人材育成確保は、当町においても喫緊の課題であるというふうに考えております。

ガバメントハンターの導入については、専門的な知見に基づいた被害状況の分析、効果的な捕獲計画の策定、地域住民への適切な指導及び迅速な緊急対応など、全体の質の向上に資するものであり、大変有効な手段であるというふうに考えております。

現時点では、導入に向けた具体的な計画はございませんが、国の補助制度の活用可能性を含め、ガバメントハンター制度の導入が当町の鳥獣害被害対策に与える効果、必要となる予算、人材確保の可能性などについて、調査と研究を進めてまいりたいと思います。

将来的な町の体制強化のためにも、重要な選択肢の一つだと捉えさせていただいております。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 現時点で導入に向けた具体的な計画はないということですが、重要な選択肢の一つと捉えているようですので、ハンターという高度な専門職になりますので、適任となる人材の確保も難しいと思います。

今後、人材活用の在り方や育成方法等の課題も出てきますので、まずは獣害対策の専門知識のある人材の確保に努めていただければと思います。

時間が大分迫ってきましたが、最後、秋の行楽シーズン真っ最中にクマの出没が多く寄せられたことや、連日のマスコミによるクマ報道、町においても人身被害が出たことにより、みなかみ町を訪れる人や今後移住を考えている人たちに町の印象が悪くなり、イメージダウンになったのではないかと。その辺、町長、どう思っているのか、最後にお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長、簡潔に。

町長（阿部賢一君） 出没は、やはり町の豊かな自然環境の象徴である一方で、住民の皆様や来訪される方々の安全への不安を招き、町のイメージに影響を与えると認識しております。

やはり、これからも、生物多様性の観点も生かしつつ、安心安全な自然観光地として町の魅力を積極的に発信し、観光客誘致につなげていきたいと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 町長も町のイメージに影響を与えていると認識しているようですので、要因はやはりクマによる人身被害が出たことが一番のイメージダウンにつながったものと思います。

今後も安全対策を強化していただき、安心で安全な町として、積極的に町のイメージアップを図ることを期待しております。

クマの人里への出没の原因は、生態系を維持するための保護政策で捕獲数が減り、クマの生息数が大幅に増えたことにあります。

繰り返し人里付近に現れる個体は捕獲し、殺処分の対象にすることが不可欠ですが、その一方で、クマは豊かな生態系を代表する動物でもあり、森林のバランスを保つ上でも重要な役割を担っております。

そのようなことから、クマの生息環境の保全なども重要視されており、人間の生活を優先するゾーンとクマを保護するゾーンを設定し、ゾーニング管理を進めることによりヒトとクマとのすみ分けを図ることが重要であります。

今後の取組を期待しまして、質問を終わりにします。

議長（小林 洋君） これにて8番阿部清君の質問を終わります。

- 通告順序3 7番 鈴木美香 1. 町政20周年記念式典を振り返って
2. 除雪機購入に助成金制度の創設を
3. 堆肥販売に向けた取り組み

議長（小林 洋君） 次に7番鈴木美香君の質問を許可いたします。

7番鈴木美香君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 7番鈴木美香。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ちょっと風邪症状が残っていて聞きづらいかと思いますが、ご了承ください。

1つ目の質問は、みなかみ町町制20周年記念事業として10月4日に行われた記念式典について、事業の振り返りと今後の展開などについて伺います。

それに先立ち、まずは20周年記念式典の無事な開催、おめでとうございます。心配されていた天気も式典の開催時には回復し、出展していたブースのキッチンカーやワークショップ、企画等も多くの方々の参加があり、にぎわいを見せていました。

各ブースでは、みなかみに住んでいる方だけではなく、関係組織団体や各学校、企業などのご協力により、町内外の方々にみなかみ町を軸にした、広く深いつながりの一面を知るよい機会になっておりました。

前回に引き続き、この事業についての質問となりますが、一般質問で取り上げさせていただいたことで知っていただいたり、様々なお立場の町民の方からのお声をいただき、課題も感じており、式典が終わった直後にブラッシュアップできたなら、今年度3月末までを20周年とする町にとって、残りの期間を使ってよい展開ができればとの思いで通告書を出させていただきました。

議運を経て議長の許可をいただき、質問させていただけることに、議会の皆様にも感謝申し上げます。

早速ですが、質問に移らせていただきます。

私は、この式典で、すみません、いきなりなんですけど、違和感を感じたのが幾つかありまして、まず1つ目、会場についてですが、悪天候になる可能性は考えていたのか、対応のリスクはどのように取っていたのか、なぜ屋外だったのか伺います。

今回は、本当に奇跡のように、式典中は何とかお天気が味方してくれておりましたが、悪天候の予報も出ており、ステージはもちろん出展しているブースや関係者も、様々な影響のリスクがある中でご協力をいただいております。気が気ではなかったよと本音もいただいております。

また、今年20周年で記念式典が行われることは分かっていたのに、カルチャーセンターの工事が間に合わず、会場を探していたのであれば、町内には多くの体育館がありますので、そちらの検討はなされたのか、併せて伺います。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 鈴木美香議員の質問に答弁させていただきます。

まずは、答える前にお礼を申し上げさせていただきます。

去る10月4日に実施した20周年記念セレモニー及びイベントには、ご多忙の中、鈴木美香議員をはじめ議員各位並びに多くの町民の皆様方にお越しいただきました。誠にありがとうございました。

天気は非常に心配されたと思います。決して自分がふだんの行いがいいわけではありませんけれども、皆さんがふだんの行いがいいから、きっと天気も味方してくれたんだと思います。

町の誇りを共有し、未来を感じる、心に残る一日となったと、数多くの町民、また来賓の方々からお言葉を頂戴いたしました。特に、中学生の校歌斉唱は、感動した、涙が出たという、本当に多くの方からそういうお言葉をいただきました。

出展や協賛をいただきました各企業様、また友好都市の関係各位にも重ねて御礼を申し上げます。

それでは、質問にお答えいたします。

まず、悪天候の場合についての対応ですが、会場の設営等の都合により、屋外で実施が可能かどうかの判断を10月1日に行いました。仮に悪天候が予想された場合には、月夜野総合体育館内に設営して実施することを想定しておりました。会場を屋外に設定した理由は、セレモニーや関係者のイベント及び多くの来場者が少ない移動で観覧できるよう、また、大型テントの設営や多数の関係業者等の出展、スポーツイベントなどが実施できる場所として、月夜野緑地施設内運動広場を選定いたしました。

なお、町内にある多くの体育館で実施する場合は、会場が分散するため適当ではないと考えました。

セレモニー及び記念事業の歌うまコンテストをメインイベントとし、連携団体や関係企業等の出展を1つの場所に集めることで、コンパクトかつ可能な限り経費を抑制できたことに加え、多くの方に多様な楽しみ方を提供できたものと考えました。

また、みなかみ中学校に距離が近い場所であったこともあり、セレモニーの中でも重要な位置づけでありました、みなかみ中学校の全校生徒による校歌の合唱を実施することについて、学校及び教育委員会に快くご協力いただけたものと考えております。

コンパクトに経費を抑えてということで開催をさせていただきました。実行委員会ありましたけれども、この開催は一切私の責任で開催をさせていただいているということです。

一次答弁とさせていただきます。

議長(小林 洋君) 鈴木君。

(7番 鈴木美香君登壇)

7番(鈴木美香君) コンパクトに開催できる場所ということであそこの場所を選んだということなんです、私が議員になってから7年、あの場所で大切な式典を開催したという記憶がなく、もしあの場所にこだわっていたのが、10周年記念式典が行われた場所だからとするなら、少し安直だったのではないかななんて思っておりました。

大事な式典であれば、あらゆるリスクを想定して、開催を成功とすることを目的に進めるべきだと思い、この質問をさせていただきました。

2つ目の違和感ですが、皆さんちょっとお気づきだったでしょうか。会場ステージに町章、町のマークがどこにも見当たらなかったのです。来賓として手渡されたこの次第、こちらにもどこにも見当たりません。

町長には後日、僭越ながら個人的に申しましたが、これは役場全体として、やはり考えていただきたいことです。課が違ふとか、上司部下とかではなく、様々な課が関わって20周年記念式典となっている以上、どこにも町のマークがないというのは、事業を検証する議員としてチェックさせていただく中で大きなマイナスだと指摘させていただくポイントになりました。

首長として、そこの意識、町章を掲げていなかったというのは、どのようにお考えでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） チェックしていただいてご指摘ありがとうございます。

町章は、本町の歴史や文化を象徴する大切なものであり、その価値を否定するものではないと、決めています。

しかし、今回の式典は、行政単独ではなく、住民代表や関係団体で構成された20周年記念事業実行委員会が実施主体として開催したものであり、そのため、会場や資料には実行委員会で統一的に決定した20周年記念ロゴを掲げる構成としたものであります。

セレモニー会場では、ロゴマークの入った横断幕をメインステージとサブステージに掲げ、来場者の方に目に留まるようにいたしました。

町章を掲示すべきか否かについては、その趣旨などを踏まえて判断されるべきであり、今回のイベントにおいては、町民の皆様が20周年の節目を実感するための象徴として記念ロゴを前面に掲げる構成が適切であると判断したものであります。

町章の意義を否定する意図があったものではないことは、重ねて強調させていただきます。あくまでも20周年記念のロゴを前面に出す構成で開催したということでもあります。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ロゴ、このために作ったロゴですから、本当に大きくいろいろなものに使っていただいて、配られた水のペットボトルの蓋の部分にも貼ってありましたし、たくさんところで目にすることができたんですが、やはり、みなかみ町の20周年ということで、町章というのはどこかに掲げてほしかったというのが私の思いでございます。

今後、大きな式典や事業発表の場が行われることもある中で、町章がないというようなことがないように、改善策というところちょっと強い指摘になってしまうかと思いますが、町章というのをきちんと掲げる、それをもってみなかみ町を称するということを表していただきたいと思います。

また、ご招待された来賓の皆様からは、よい式典でした、おめでとうございますと声をかけられましたが、中には、たまたまこの年に区長だったから呼ばれたけれどもと言われ

て、私自身もたまたまこの年に議員ということで参加させていただきましたけれども、20年という長い月日にみなかみ町に関わってくださった関係者の皆様に対し、正直申し訳ないという気持ちも生まれておりました。3つ目の違和感とも言えます。

町民の方からのお声もありましたので、実は、ほかの自治体の例を調べてみました。結果として、歴代の首長を呼ぶ自治体、呼ばない自治体、それぞれがございました。過去を重んじ、感謝の気持ちを込めてお呼びする自治体や、お呼びせずに町民主役で、未来へ、前に進むことに重きを置く式典を開いた自治体、まさにみなかみ町は完全後者で、未来ある中学生の歌声に押され、町民の皆様とこれからのみなかみ町の未来と一緒に築きましょうという大きなメッセージを送った式典だったのだと思います。

それぞれの時代を築き上げてきた首長の働きによって今のみなかみ町があることは、紛れもない事実ではございますが、未来志向型の式典展開だったからこそ、歴代町長や議長に何かしら敬意を表す意味を込め、無事20周年記念式典を終えたことへの報告兼感謝状の送付などが考えられるか、お伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 前にも何か話した、その時々やり方でいいんだということです。

だから、30周年がこれから将来来ますよね。その式典をやるかやらないかも、その当時に関わる人が判断すればいいことですし、招待をどこまでするかというのも、そこで判断すればいいことだと思います。

決して、今までこの町の発展のために全てのお世話になった方々には当然感謝をしております。式辞の中でもその旨は伝えさせていただきました。

仮に広く考えを述べさせていただくならば、本当に、この間も戦没者の追悼式がありました。志半ばで戦火に散った英霊の御霊、そういう方々のおかげで繁栄したこの平和国家日本がある。そしてみなかみ町においては、本当に全ての今まで町を支えてくれた人々がいたから、未来へ向かってああいう式典ができたんだということで、それは当然、もう感謝の念は常に抱いているということは申し添えさせていただきます。これまでご尽力いただいた皆さんに重ねて感謝はしております。

それと、広報誌やホームページでセレモニー概要やイベントの実施状況を確認できるため、改めて報告や通知や感謝状の贈呈は予定をしております。

個人的には、いろいろな方々、そういう公職にあった方々にお会いしたときには、おかげさまでということでお話をさせて、つながせていただいているところであります。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） その件について、またちょっとかぶる質問になるかと思いますが、後ほど質問させていただきます。

前回の一般質問で、振り返りの20周年の歴史年表をA3ぐらいの紙ベースで作成をご提案させていただきましたが、町長は、冊子ではなく記念映像を制作する予定となっているとおっしゃいました。紙ベースでは絶対作りませんとおっしゃっていただけました。

ぜひ、今年度残りの3か月半で、時代背景と並立して、町政の主立った事業や学校の統廃合、地域の大きな変革などを作成していただき、各ご家庭への配布を望みます。時代背景と共に、みなかみ町がどのように変わってきたのか振り返ることで、愛郷精神が育まれますし、若い方は自分の生まれる前の様子、また、移住者の方にもみなかみ町の歴史が分かるものを知りたいとお声があることを、町民の代弁者としておつなぎさせてください。

共に振り返ることで、改めて町全体で20周年に意味を持たすことができるのではないかと考えます。

ビフォーアフターの写真でもよいと思います。こちら配られたものの中に、こちらの主な出来事というのがございますが、こういうものでよいかと思えます。

町民の皆様にお伝えするというのが大事だと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 9月の議会の一般質問同様の質問があったことと思えますが、その際にも記念映像を作成し、ご覧いただく予定である旨お答えさせていただきました。

10月4日の記念セレモニー当日では、会場にモニターを設置し、記念映像を多くの方にご覧いただきました。現在では、本庁舎1階のロビーにおいて、平日の業務時間内にご覧いただけます。

10月4日の記念セレモニー及び記念事業の様子については、みなかみ広報11月号に掲載しており、行政区長さんを通じて町内全戸に配布しております。

また、当日の記念セレモニーのプログラムには、先ほどご紹介いただきました町村合併後の10年が経過した以降、本年までの歩みを掲載しました。プログラムに掲載した歩みについては、今後広報誌で予定している二十歳の集いの特集において掲載することを検討したいと考えております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ぜひ、町民の方にも見られる、振り返りができる機会を設けていただきたいと思えます。

9月の一般質問では、今後の展開として、これからの20年ということでお伺いしましたが、今回は年度内の今後の展開としてお伺いさせていただきます。

まずは、ホームページのトップページに作られていた20周年記念ロゴから入るページについてお伺いします。

実は、式典が終わり、先月この通告書を出した時にはまだ残っていて、式典後1か月以上Not Found、つまりページが見つからない、存在しないという状態が続いておりました。それを指摘させていただいたところ、ロゴ、ページ自体が消えてしまいました。

私としては、そのページで歌うまコンテストの募集をしていたので、受賞者の横顔や記念式典の様子、太鼓やダンス、みなかみ中学校全校生徒による校歌合唱、20周年の町長の思いなど、充実したページを期待していたので、すごく残念です。

式典や会場の映像が見られないというのは、行きたくても行けなかった、ご来場できな

かった多くの町民の皆様と思いを共有できる場所がないということです。

式典の様子を公式に提供するのが町のホームページではないでしょうか。

20周年はまだ終わっていないという今年度、ページが消えてしまっては、町民の皆様は記念式典の動く様子、記念式典のその映像をどこで見ればよいでしょうか。できるなら、今年度3月末までが町制20周年ということですので、そのページを追加していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 先ほど申し上げましたが、現在、20周年に際しての記念セレモニーの撮影した記念映像に関しては、本庁舎のロビーでご覧をいただけるということです。

10月4日記念セレモニー当日の様子については、映像の編集作業を進めております。編集や作成に当たり、いろいろなやはり配慮が必要であるため、時間を要するものでありますが、引き続き作業を進めてまいります。完成後はウェブ上でご覧いただけるよう検討したいと思っております。

まだ時間がかかるということは、いろいろやはり配慮も、今の時代ですので必要だということでご理解いただければと思っております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） その振り返りができる映像を楽しみに待っております。

今後の記念行事についてお伺いします。

先ほど、二十歳の集いで映像を流すというようなお話もありました。残り3か月半、関連する事業はありますでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） みなかみ町20周年記念事業実行委員会において、経済的でコンパクトな記念事業として企画実施したものであり、当初予定した事業はおおむね実施いたしました。

今後は、先ほど申し上げましたとおり、20周年記念セレモニーの映像素材等をウェブ上に公開するなど考えております。

なお、20周年ロゴマークを本年度中は活用できますし、20周年記念で作った飲料水を来町者を対象とした会議や観光ノベルティーなどで有効に活用しておりますし、活用していきます。

以上になります。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ぜひ、令和7年度が20周年だったと全町民の記憶に残る事業展開を、最後まで期待させていただきたいと思っております。

ほかに、一緒に行っていた木育キャラバンやスポーツ体験など案内チラシが直前配布だったり、ホームページの掲載が遅かったりといった情報発信につきましては、また申し上げたいところでもございますが、本日3本の柱を立てておりますので、また別の機会にお伺いさせていただくことにいたします。

2つ目の質問に移らせていただきます。

除雪機購入補助金につきまして創設を求めるものでございます。

いよいよ雪のシーズンが始まり、ウィンタースポーツのメッカとしては待ち望むものであり、山々を潤し循環する水の源でもある雪ではございますが、生活の中での積雪は人手、時間と労力、ときには金銭的に負担がかかるものと言えます。

まずは、町の除雪の現状、対応、通学路確保についてまとめてお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 除雪のご質問だというふうに思っております。

町の除雪対応につきましては、12月から3月までの期間、町道の除雪延長368キロを業者等へ委託、地域除雪支援及び直営により例年どおり対応しております。

あと何でしたっけ。まとめて質問したの……。

（「現状、対応、通学路」の声あり）

町長（阿部賢一君） 現状は、だからそういうことで。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 続けて対応、通学路確保についてもお願いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 通学路についてですが、通学路確保の手立てとしては、町道については機械による除雪作業、水上小学校付近ほか一部の地域においては融雪施設により融雪をしております。また、みなかみ中学校付近の悪戸矢瀬線の歩道や、月夜野北小学校の北側の道路については、除雪機により除雪しております。

そのほか、スクールバスの運行箇所はバスの運行に支障がないよう計画し、早朝から除雪を行い、対応しているところであります。

我々が子育てしている頃というのは、子供の数もいた、保護者もそれなりにいたから、親が出て朝、子供が歩くところだけかいていました。今はお子さんが少ないから、なかなか難しいんだと思いますけれども、歩くところだけ朝ちょっとみんなで早めに出て、こういうあれで、子供がこのくらいの幅だけ歩けるような、そういうのでやっておりました。時代がこういう時代ですから分かりますけれども、現状はそういうことであります。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） これは、地域整備課、また学校教育課、町民福祉課と様々な課がご対応してくださっていることということだと思います。いろいろな立場へのフォローがなされているということで、町民から見ると大変心強く、これからのシーズン入りを控えて安心できる情報となります。

しかし、町の対応ができていても、助けを求める手があっても、どこにお願いしたらよいか分からないまま、ぎりぎりになって、周りの人がたまたま気づいてヘルプするというようなことも実際聞きます。

自助・共助・次の公助というところの、町からの回覧板や町報等でお知らせはして

も、なかなか電話するということまでいかないというのが実情です。

個人や個別のケースに対応できる条件や対応にはどのようなことができるのか、お伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 個人向けの行政対応の現状として、現在町では高齢者・要介護者住宅に係る除雪費用を助成しております。

対象者は、在宅で日常生活を営むのに支障のある65歳以上の独り暮らし高齢世帯、または80歳以上の高齢者のみ世帯、もしくはこれら同等の環境にある高齢者のみ世帯及び身体障害者手帳の交付を受けた人で1級及び2級に該当された人のみで構成された世帯です。

屋根の雪下ろしや玄関回り等の日常に支障をきたす場所の除雪でかかった費用の3分の2を助成し、限度額は1シーズン5万円となっております。

令和6年度は25件の利用がありまして、94万2,000円を支出しているところでございます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） みなかみ町は関東でも豪雪地帯とされ、行政も町民の安心安全のために、ほかの南部の自治体では必要のない事業として、あらゆる状況を想定して支援体制を立てていくことが迫られます。

町民生活の安全確保と経済活動の維持は、非常に大切な町の役割として位置づけられています。

町民の皆様も、冒頭お話しした、自助・共助・公助との中で、共助の部分、言い方を変えると、何か「ご近助」という言葉もできている、近くを助ける言葉が生まれているようですが、自宅周辺の除雪作業のついでにご近所をきれいにしてくださる方や、通学路をずっと雪かきしてくださっている方を時折見かけます。

仕事前の貴重な時間を、子供たちのために朝早くから歩道の雪かきをしてくださっておりますが、それも無償ボランティア、むしろ除雪機を使えばガソリン代の負担も生じながら、本当に感謝の思いでいっぱいでございます。

しかし、そのような方々も年々高齢化が進み、引き継げる方も除雪機が高額なため購入にちゅうちょしてしまう時代となってしまいました。

例えば、スコップを使っての雪かきを1時間、体力が消耗します。同じ1時間に除雪機を使えば、広範囲の除雪が可能です。問題は機械が高額であることであり、家庭用除雪機などはピンキリで、1台に幾らとは言えませんが、みなかみの奥になると、一家に1台の必需品となっております。それがないと生活に支障が出るからです。

ただでさえ人手不足と高齢化が進んでいる町内では、機械という道具を有効活用していくのが得策です。

そこで、高額な除雪機械の購入補助制度の創設をご提案させていただきたいと思います。もちろん、全額とは言いません。何割かでもよいのです。

申請書に、自宅及び周辺地域、通学路等の除雪に協力するという旨をチェック入れていただだけでも意識が変わります。個々の除雪能力の向上は、地域全体の除雪能力の向上につながっていきます。

ですから、町民の安心安全のために、ぜひ町には降雪に対する町民生活の寄り添いの意味と共助の推進を合わせて、除雪機購入補助事業の創設をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 除雪機というのは、こういうロータリー飛ばす除雪機という認識かと思いません。

購入助成金事業の導入についてですが、まず別の事業として、現在、地域除雪支援事業を実施しております。この事業は、冬期間に町所有の除雪車等を行政区に貸し出し、地域住民によるボランティアで除排雪を行っていただく事業であります。

除雪機購入助成金事業については、他の自治体ではコミュニティ活動による除雪に対し助成を行っている例もございます。

豪雪地帯の同類の補助事業の状況等を、今後いろいろ情報収集して研究していきたいと思っております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 今、町が行ってくださっている行政区に対する除雪機の購入補助なんですけど、そちら、やはり区の方が使っているということで、地域の方が自由に使えるという状況ではないということが、やはり課題になっているのかと思います。

今回、住み続けられる町の課題の一つをあえて挙げさせていただきました。

今まで、ここにいるなら当たり前という不思議な空気感が、時代や移住者目線で考えたときに、ほかの地域とは違う、除雪というマイナスになりがちな部分の費用負担の軽減、初期費用の部分で町の支援策として考えていただきたいと思います。

3つ目の質問に移らせていただきます。

堆肥販売に向けた取組ということでお伺いします。

町は、平成28年10月から生ごみの分別処理を行い、命題である牛ふんや食物残渣等、廃棄物を新たな資源として有効利用し、循環型社会を進めるべく堆肥製造を行ってまいりました。

堆肥化による環境負荷の低減に努めている中で、異物混入により販売が中止となり、現在は試験販売ということになっております。

まずは資源リサイクルセンターの現状をお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 資源リサイクルセンターの現状についてご説明申し上げます。

地域資源循環社会の構築と畜産振興を推進するために、平成17年4月より稼働しており、平成28年度より一般家庭の生ごみ及び給食センターの食品残渣等を搬入して堆肥の生産をしております。

現在の資源リサイクルセンターで受け入れているものは、畜産農家2軒の牛ふんと一般のご家庭から出る生ごみと給食センター、町内のホテル1業者からの食品残渣のみとなっているのが現状であります。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 町内の生ごみ搬入量は、2023年11月の広報によると、令和2年度からが359トン、令和3年度376トン、令和4年度471トンとなっており、堆肥生産量はそれぞれ2,094トン、1,868トン、1,855トンと2,000トン前後で推移しております。

令和5年度、6年度の数字を教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 令和5年度の牛ふんの受入量が1,770トン、生ごみの搬入量が496トンで、合計の受入量が2,266トンとなっており、それに対して堆肥の生産量が1,824トンです。

令和6年度は、牛ふんの受入量が1,757トン、生ごみの搬入量が438トンで、合計の受入量が2,195トンで、堆肥の生産量が1,536トンとなっております。

生産量が減っておりますが、畜産農家数の減少及び人口減少もあり、それぞれの受入量が減り、生産量も徐々に減少をしております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 堆肥生産量が1,800トンほどあるということですが、販売実績はどれくらいになっておりますでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 令和5年度の販売量は176トンで、令和6年度の販売量は151トンとなっております。

生産量のうち約3分の1は戻し堆肥となり、残りは資源リサイクルセンターで牧草地に還元しております。

現在の販売については、バラ売りのみで、購入者にトラック等で取りに来ていただく方法と配達のみとなっております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 先ほど販売量についてお伺いさせていただきましたが、堆肥施設の維持管理や経費等を確保するに当たり、さらなる活用先、販売先を考えていかななくてはなりません。現在、トラック荷台販売ということになっておりますが、以前は袋詰めで販売していたかと思えます。

20リットルぐらいの袋詰めの販売を再開してみたいかと思いますが、これもピンキリではありますが、1袋1,500円から3,000円ぐらいになりますし、調べましたら、ほかの自治体では1万から2万円ほどでふるさと納税の返礼品にもなっておりました。町

内の道の駅での販売や、町民割を使つての販売を検討していただき、いわゆる販路の開拓拡大をすることで、町の財源確保にさせていただくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 資源リサイクルセンター産の堆肥は、以前は、どのくらいスタミナがあるかわかりませんが、スタミナ君という名称で平成18年より販売し、直売所では1袋20リットルを350円で販売しておりました。また、平成29年度までは年間約200袋の販売量がありました。

しかし、平成30年7月に堆肥に不純物の混入が確認され、県の技術支援課から指導を受けて、平成30年8月末に改善計画の提出を行ったところであります。

農家の皆様からの強い要望により、異物混入の可能性を許容していただける方に販売する形で、平成30年11月から試験販売を開始しております。

ご質問の袋売りの再開についてですが、不純物混入防止の徹底はもとより、市販で販売されている堆肥と同様の製品作りには、袋詰め機械の老朽化及び作業員の不足などの課題も多くありますので、現段階では難しいかなというふうに判断をさせていただいております。

費用対効果も、やはり財源にというけれども、逆にどうなのでしょう。袋詰めのする機械と人、そして思うように販売が進まなかったときのこと、今、民間のいろいろなホームセンター行っても、同類の成分の安い堆肥、結構出ていますよね。そういうのとの競合もあります。慎重に判断をさせていただくべき事だというふうに思っております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 行政ですから、どうしても費用対効果ということも考えなくては行けないかと思いますが、先ほど申したとおり、ほかの自治体では1万から2万円ほどでふるさと納税の返礼品にもなっておりますから、そこはどのくらい返礼されているのかというのは、ちょっと数字は分からなかったんですが、そういう可能性も含め、こういうみなかみスタイルというのを、循環というのを表に出すというのも大事なPRになるのではないかと思います。

みなかみ町は今年3月、オーガニックビレッジ宣言を行い、環境への負荷を減らした地域循環型の農業を目指していますが、その重要なポストに堆肥等生産者として資源リサイクルセンターが位置づけられております。

牛ふんや食物残渣、鶏ふんを新たな資源として有効利用する堆肥を活用した資源循環型の農業、みなかみスタイルを推進する大切なポジションを担っていることに間違いありませんか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 間違いはないか、あるかというのは、間違いはないと思います。

町では、令和6年度にみなかみ町有機農業実施計画を策定し、本年の3月18日にオーガニックビレッジ宣言を行いました。この計画内で重要な取組の一つとして、環境負荷低減、資源循環型、地域循環型の農法であるみなかみスタイルを提唱しております。

みなかみスタイルについては、概略をご説明いたしますと、みなかみ町のリサイクルセンター等において、町内で排出される食品残渣等を堆肥や液肥等に加工します。そして、それらを用いて農産物の生産を行い、当該農産物を町内の直売所や旅館、ホテル、学校給食で提供する環境負荷低減、資源循環に取り組むものです。

このサイクルの中で、資源リサイクルセンターは、一般家庭からの生ごみや地域事業者の食品残渣から堆肥を生産するという、大変重要な位置づけとなっております。そのため、老朽化した設備の改修を図り、堆肥の品質向上や生産力の増加、効率的な食品残渣等の回収及び堆肥の配布について、交付金等の利用も検討しつつ進めていく必要があると考えております。

今後、みなかみスタイルが農家の皆様に浸透していくにつれ、袋売り堆肥の要望がかなり増えるようであれば、費用対効果を考慮しながら検討したいと考えております。

リサイクルセンターの堆肥については、現在も地域の団体や公共施設で行う花植えや学校での植栽活動などには減免にて提供しており、地域内で活用いただいているところであります。

ぜひ、今の段階では小さい袋はないんですが、美香議員も、誰か軽トラ持っている人がいたら、1回借りて、どこかにこう山にしておいて、シートかけておいて、そういう方法もあるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ぜひ軽トラ一杯買ってみたいかなと思っております。

町内で排出される食品残渣を堆肥にするというシステムは注目を浴びている実感をすごく感じております。

今年初めには、群馬県環境アドバイザー連絡協議会の皆様と群馬県の環境政策課の方が奥利根アメニティパークと資源リサイクルセンターのシステムにご興味を寄せてくださいました。

過日、群馬女性議員政策会議に参加した際に、ほかの自治体の市議から、みなかみってすごいですね、きちんと分別をして出している町民の皆様もすごいですとお褒めの言葉もいただきました。

それだけ画期的なものですから、今後、みなかみスタイルの循環型地域創生として、さらに身近なところで堆肥の活用を発展させるべきだと思いますが、いかがでしょうか。今後の展望と展開をお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） いろいろ関心持っていただいて、女性議員政策会議の方々も来ていただいたので、ありがとうございます。

やはり、みなかみスタイルということでこれから、まだ始めたばかりですので、これからだと思えます。一步一步、皆さんと協力する中でしっかりと進めていきたいと思っておりますし、資源リサイクルセンターも非常に老朽化もしております。

ただし、なくてはならない畜産振興を含めて、2件だといえども、2件の畜産農家が遊

休農地解消にどれだけ地域に貢献しているかということ、計り知れない。大型機械で大きな畑でトウモロコシ作ったり、牧草を作ったり、そこにその資源を、堆肥を循環させて、堆肥としてやっているわけですので、そういう部分においてはしっかりと、やはりスタイルとして支援をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まだ始まったばかりですので、これからやはり、みんなで力を合わせて一歩ずつ進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 時間があるんですけども、まだほかに町長、何かお話ししたいこととか、今後の展開とかというのはございますか。

ありがとうございます。

本当に農業というのは、教育の部分でもすごく大事なものだと思ひております。花苗を植えるということで堆肥を使う、堆肥を使うということで、何からできているのか、自分たちの家庭から出た生ごみがこういう形、町がこういうものを作っているんだよということで、花の栄養になるんだよ、その花がきれいな花を咲かせるんだよということは本当に大事な教育のものになっているかと思ひます。

そんなことも含めて、堆肥の活用というのをすごく大事だと思ひて、質問させていただきました。

みなかみ町が堆肥販売をさらに推進していくという方向性が示されたと言ってもよいかと思ひます。ご期待申し上げます。

本日3つの質問、一般質問をさせていただきました。

20周年記念事業の振り返りと、生活の必需品となっている除雪機械の補助事業の創設、循環型資源としての堆肥の袋販売の再開について、どれも限りある財源の中でご検討いただかなくてはならないものですが、そのことで少しでも町民の皆様のご生活は安全で安心して、豊かになる要素になることを願ひまして、一般質問を終わらせていただきます。

議 長（小林 洋君） これにて7番鈴木美香君の質問を終わります。

以上で、本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

散 会

議 長（小林 洋君） 明日12月3日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

（午後 2時34分 散会）